

令和3年度版

武藏野市の環境保全

－環境施策に関する年次報告書－

武 藏 野 市

はじめに

【年次報告書「武藏野市の環境保全」について】

本市は持続可能な環境都市を構築するため、武藏野市環境基本計画に基づき様々な環境施策を展開しています。本報告書は武藏野市環境基本条例第7条の規定により、これらの施策の年次ごとの状況や成果について報告、公表を行うものです。

あわせて、公共施設におけるエネルギーの使用量やごみの排出量等、事業活動に伴って生じた環境負荷についても掲載しています。

令和3年度は第五期武藏野市環境基本計画の初年度であり、当報告書も新しい計画に合わせて内容を一部変更しています。

目 次

第1章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

1	第五期武蔵野市環境基本計画の概要 -----	1
2	基本理念 -----	2
3	計画の体系図 -----	3
4	計画の進捗状況の点検・評価について -----	4
5	計画に基づく施策の推進の成果（総評） -----	8
6	計画に基づく施策の推進の成果（個別事業の実績） -----	10
	<全ての環境方針に共通する前提> -----	13
	<環境方針1>地球温暖化・エネルギー -----	25
	<環境方針2>廃棄物 -----	30
	<環境方針3>自然環境 -----	36
	<環境方針4>都市環境 -----	40
	<環境方針5>公害・災害 -----	46

第2章 事業所としての実績

1	武蔵野市 EMS に基づく事業所としてのエネルギー使用量やごみ排出実績 ----	68
2	武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）の推進の成果 -----	69

参考資料

武蔵野市環境基本条例 -----	75
------------------	----

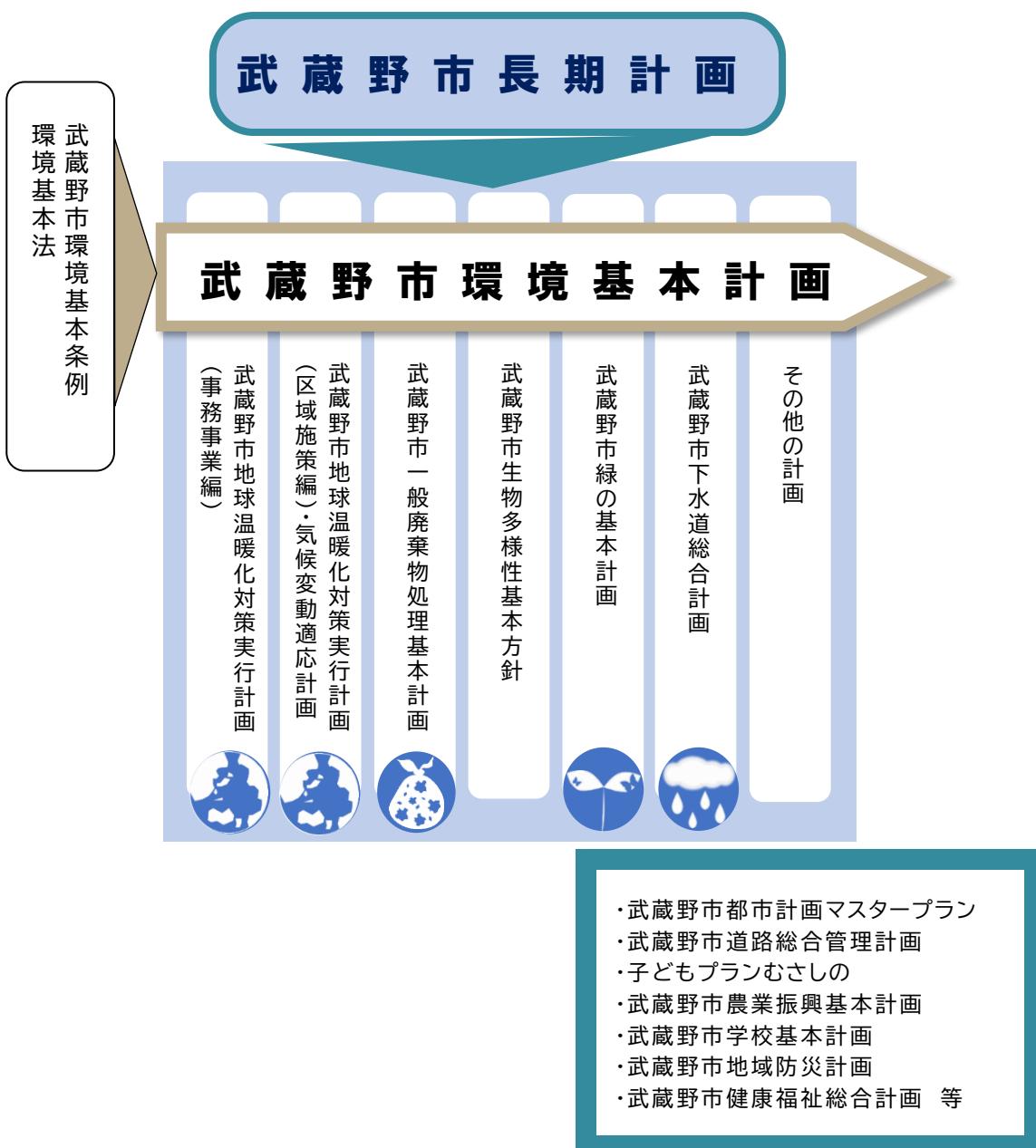
第1章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

1 第五期武藏野市環境基本計画の概要

環境基本計画は、武藏野市環境基本条例第5条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。令和3年度は、第五期環境基本計画の初年度にあたります。

(1) 計画の位置付け

本市の他の計画との関連は以下のとおりです。



(2) 計画の期間

令和3（2021）年度から令和12年度（2030）まで（10年間）

2 基本理念

第五期環境基本計画では、以下の基本理念を設定しています。この基本理念をもとに、環境方針ごとに施策を推進します。

＜基本理念＞

「つなげる、ひろげる、ひきつぐ 環境都市むさしの」

本市を取り巻く環境に関する課題は多様で、それぞれに深刻です。この解決にあたっては、市はもちろん、市民や市民団体、事業者等が一丸となって取り組むことが重要です。

このことを前提に、市の役割とは、「つなげる」こと、「ひろげる」こと、「ひきつぐ」ことを意識した施策の推進であると考えます。つまり、多岐にわたる環境問題を分野横断的・有機的に「つなげる」こと、市民や市民団体、事業者、行政といった多様な主体を「つなげる」こと。市民や市民団体、事業者等を巻き込んだ環境配慮の輪を「ひろげる」こと、本市の取り組みを他の自治体はもとより日本中、世界中に「ひろげる」こと。そして、「つなげる」こと、「ひろげる」ことを通じてつくるよりよいまちを、次世代に「ひきつぐ」こと。

これら「つなげる」、「ひろげる」、「ひきつぐ」をあらゆる当事者が実践するまちの姿を、第四期環境基本計画で掲げた「スマートシティ」の意味をより鮮明にするかたちで「環境都市」として位置づけ、本計画の基本理念とします。

3 計画の体系図

第五期計画では、以下の体系に基づいて具体的な施策を実施しています。

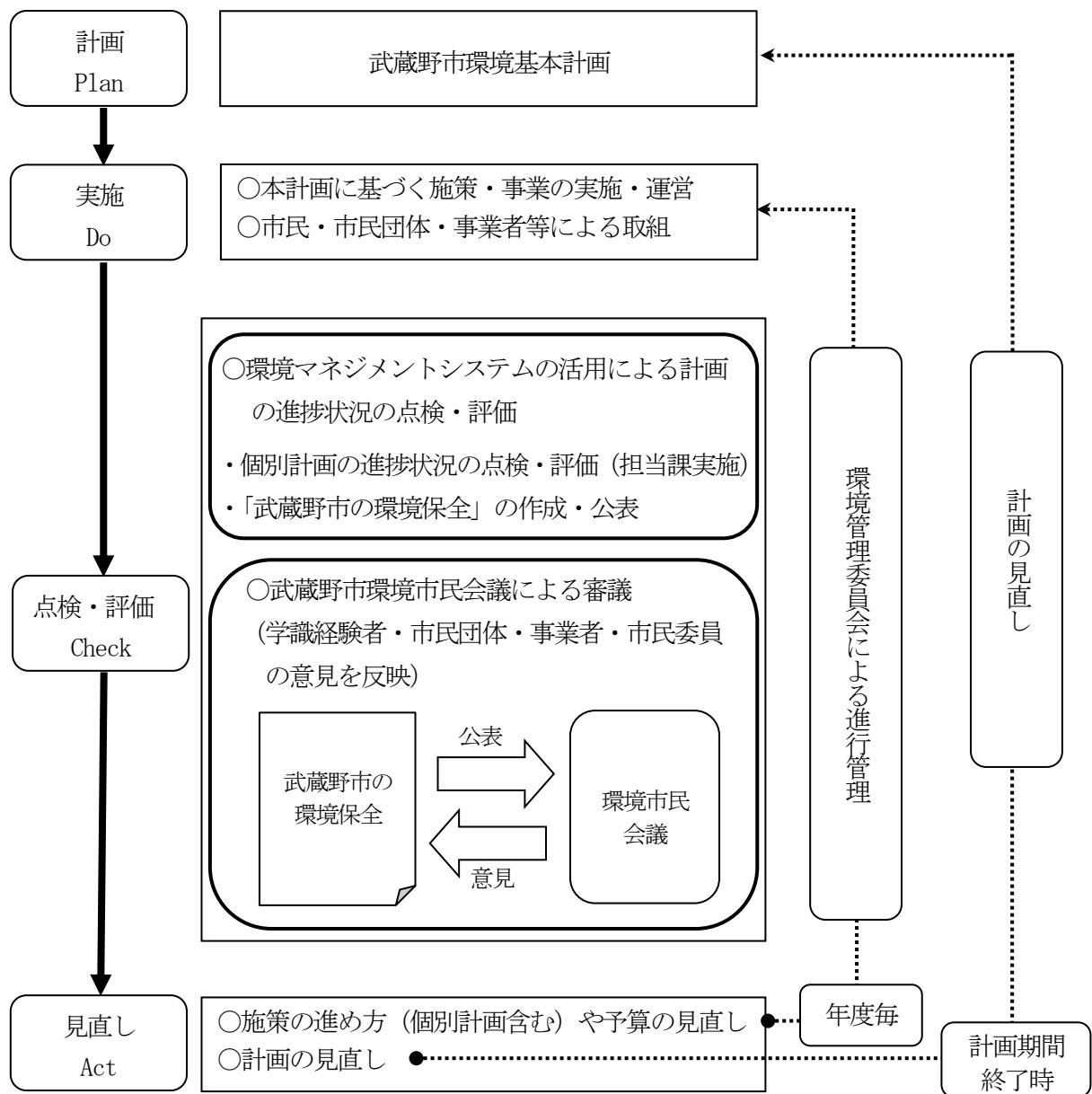
つなげる、ひろげる、ひきつぐ
うあらゆる人を環境の方針に共通する前提出す
全ての環境方針に共通する前提出す
環境都市むさしの



4 計画の進捗状況の点検・評価について

環境基本計画に定める環境施策の推進にあたり、環境マネジメントシステムの活用により、前頁「計画の体系図」に関する施策・事業の実施状況について年度毎に点検・評価を行います。

その結果は、本報告書「武蔵野市の環境保全」にとりまとめ、武蔵野市環境市民会議の審議を受けるとともに、市民等に公表します。



(1) 武蔵野市環境マネジメントシステムについて

本市では平成12年よりISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用し、事業所として事務事業に伴い発生する環境負荷の低減を図ってきました。これにより環境保全の価値観や、マネジメントのノウハウが組織に定着しました。

そして、平成29年4月にさらなる有効性を求めて合理化と簡素化を図るため、ISO14001の認証を返上し、独自の武蔵野市環境マネジメントシステム（以下、EMS）に移行しました。新しいEMSはそれまでのEMSよりも環境基本計画の推進ツールとしての位置付けを明確にしており、事業所としての環境負荷の軽減だけでなく、具体的な環境施策の進捗管理に活用されています。

(2) EMSにおける結果の取りまとめについて

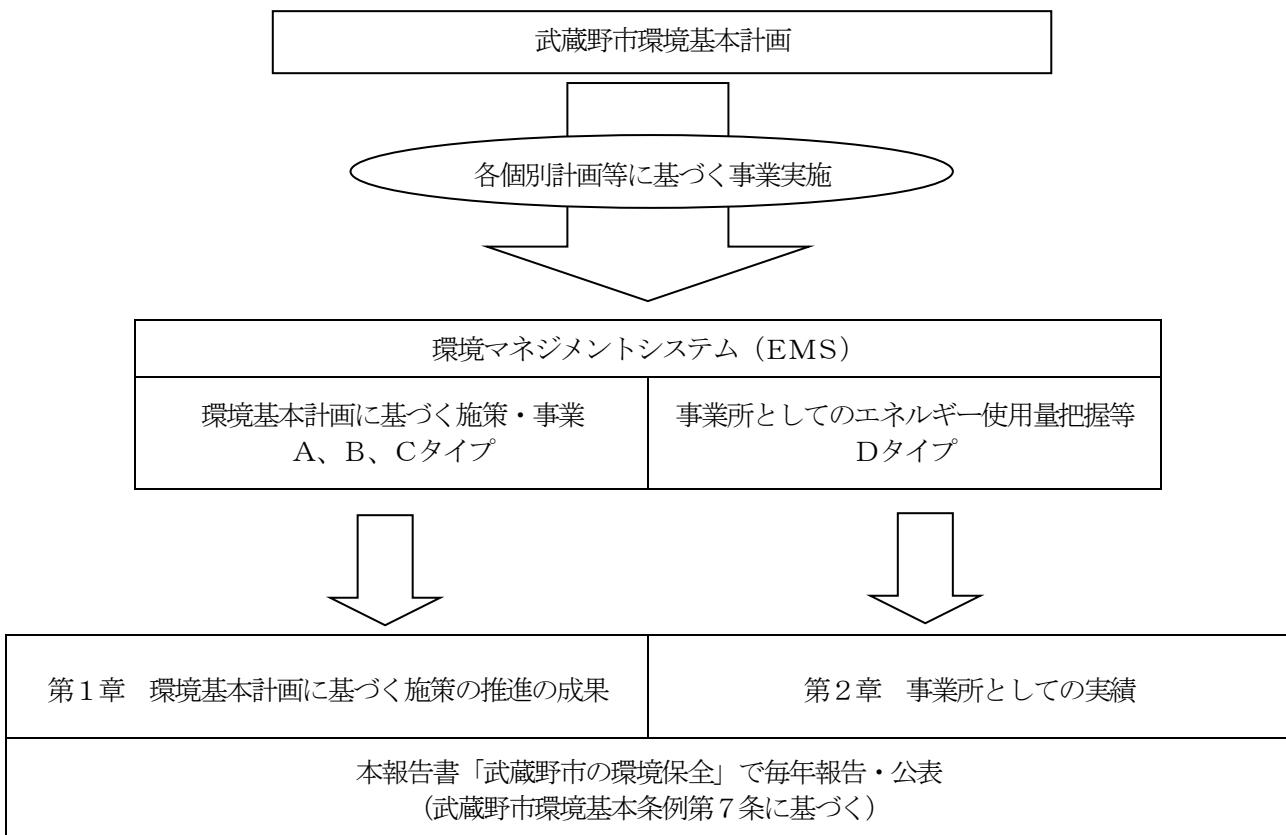
EMSでは、市が実施している環境施策・事業を以下の4種類に分類しています。

Aタイプ・Bタイプ・Cタイプの事業については、市の施策・事業についてです。環境基本計画の取組とも連動しており、第1章で取組結果をまとめています。

Dタイプの事業については、事業所としての市の取組です。第2章で取組結果をまとめています。

性質	タイプ	内容
環境に関する啓発	Aタイプ	環境基本計画に基づく施策・事業
良好な環境の創出	Bタイプ	
汚染・公害の対策	Cタイプ	
省エネ・省資源・ごみの排出	Dタイプ	事業所としてのエネルギー使用量把握等

環境基本計画とEMS



(3) 武蔵野市環境マネジメントシステム対象組織

下記の市直営の組織を対象とし、EMSの運用単位としています（令和4年3月31日現在）。

番号	対象組織	環境担当者	部門	部門別環境責任者
1	企画調整課	企画調整課長	総合政策部	総合政策部長
2	資産活用課	資産活用課長		
3	秘書広報課	秘書広報課長		
4	総務課	総務課長	総務部	総務部長
5	自治法務課	自治法務課長		
6	人事課	人事課長		
7	情報管理課	情報管理課長		
8	財政課	財政課長	財務部	財務部長
9	管財課	管財課長		
10	施設課	施設課長		
11	市民税課	市民税課長		
12	資産税課	資産税課長		
13	納税課	納税課長		
14	産業振興課	産業振興課長	市民部	市民部長
15	消費生活センター	消費生活係長		
16	多文化共生・交流課	多文化共生・交流課長		
17	市民課	市民課長		
18	吉祥寺市政センター	吉祥寺市政センター長		
19	武蔵境市政センター	武蔵境市政センター長		
20	中央市政センター	中央市政センター長		
21	市民活動推進課	市民活動推進課長	市民部（市民活動部門）	市民活動担当部長
22	男女平等推進センター	男女平等推進担当課長	市民部（市民活動部門）	市民活動担当部長
23	安全対策課	安全対策課長	防災安全部	防災安全部長
24	防災課	防災課長		
25	環境政策課	環境政策課長	環境部	環境部長
26	むさしのエコ re ゾート	環境啓発施設担当課長		
27	ごみ総合対策課	ごみ総合対策課長		
28	武蔵野クリーンセンター	クリーンセンター担当課長		
29	下水道課	下水道課長		
30	緑のまち推進課	緑のまち推進課長		
31	地域支援課	地域支援課長	健康福祉部	健康福祉部長
32	生活福祉課	生活福祉課長		
33	高齢者支援課	高齢者支援課長		
34	障害者福祉課	障害者福祉課長		
35	健康課	健康課長		
36	保険年金課	保険年金課長		
37	子ども子育て支援課	子ども子育て支援課長	子ども家庭部	子ども家庭部長
38	子ども育成課	子ども育成課長		
39	南保育園	南保育園長		
40	境保育園	境保育園長		
41	境南保育園	境南保育園長		

番号	対象組織	環境担当者	部門	部門別環境責任者
42	吉祥寺保育園	吉祥寺保育園長	子ども家庭部	子ども家庭部
43	児童青少年課	児童青少年課長		
44	桜堤児童館	桜堤児童館長		
45	まちづくり推進課	まちづくり推進課長	都市整備部	都市整備部長
46	吉祥寺まちづくり事務所	吉祥寺まちづくり事務所長		
47	交通企画課	交通企画課長		
48	住宅対策課	住宅対策課長		
49	建築指導課	建築指導課長		
50	道路管理課	道路管理課長		
51	用地課	用地課長		
52	会計課	会計課長	会計課	会計管理者
53	水道部総務課	水道部総務課長	水道部	水道部長
54	工務課（浄水場含む）	工務課長		
55	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	—	総務部長
56	監査委員事務局	監査委員事務局長	—	総合政策部長
57	議会事務局	議会事務局次長	議会事務局	議会事務局長
58	教育企画課	教育企画課長	教育部	教育部長
59	指導課	指導課長		
60	教育支援課	教育支援課長		
61	生涯学習スポーツ課	生涯学習スポーツ課長		
62	市民会館	市民会館長		
63	武蔵野ふるさと歴史館	武蔵野ふるさと歴史館長		
64	中央図書館	中央図書館長		
65	第一小学校	第一小学校長		
66	第二小学校	第二小学校長		
67	第三小学校	第三小学校長		
68	第四小学校	第四小学校長		
69	第五小学校	第五小学校長		
70	大野田小学校	大野田小学校長		
71	境南小学校	境南小学校長		
72	本宿小学校	本宿小学校長		
73	千川小学校	千川小学校長		
74	井之頭小学校	井之頭小学校長		
75	関前南小学校	関前南小学校長		
76	桜野小学校	桜野小学校長		
77	第一中学校	第一中学校長		
78	第二中学校	第二中学校長		
79	第三中学校	第三中学校長		
80	第四中学校	第四中学校長		
81	第五中学校	第五中学校長		
82	第六中学校	第六中学校長		

5 計画に基づく施策の推進の成果（総評）

<全ての環境方針に共通する前提> ~あらゆる人を環境の当事者に~

- 市民等が環境について一緒に考え、学び合い、行動するための施設として、令和2年11月に環境啓発施設むさしのエコ re ゾートを開設しましたが、令和3年度の大半はワクチン接種会場として使用したことにより、本来の運営が難しい状況にありました。
- 前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン開催した事業が多くみられる一方で、野外活動等のあまり密にならない事業では実地開催を再開した事業もありました。
- その他、計画期間全体における実績として、環境部動画プロジェクトによるYouTube動画作成や、環境の学校の実施、多様な市民団体や事業者と連携しながら環境啓発を着実に推進しました。

<環境方針1> 地球温暖化・エネルギー ~地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します~

- 国の地球温暖化対策計画の改定により、温室効果ガス削減目標が上方修正されたことを受け、令和3年4月に策定した「武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021」の事務事業編・区域施策編について、温室効果ガス削減目標を上方修正するなど、改定を行いました。
- 本実行計画に基づき、効率的なエネルギー活用推進助成制度の助成対象機器の見直しや、クールビズ・ウォームビズの期間設定の廃止（むさしの“ジブン”スタイルの運用開始）等、積極的に地球温暖化対策（緩和策・適応策）を展開しました。

<環境方針2> 廃棄物 ~ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します~

- エネルギー地産地消プロジェクトについては、ごみ発電の更なる効率的なエネルギー利用を推進するため、蓄電池の蓄電量や小中学校への自己託送量を増やしたことにより、自家消費率が向上しました。
- 新型コロナウイルス感染症による影響は收まりつつあり、1人1日当たりのごみ排出量は前年度に比べ減少しましたが、一方で近年、人口増加に伴う一般廃棄物の総量は増加傾向にあります。3Rの取り組みや不要なものは買わないという意識啓発など、ごみの発生抑制につながる取り組みを継続的に推進しています。
- 賞味期限間近の防災備蓄食料を東京都のマッチングシステムを活用し、フードバンクに寄贈したほか、家畜の餌とするため畜産業団体へ寄贈したことにより、廃棄量を減らすことに繋がりました。

<環境方針3> 自然環境 ~武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります~

- 生物多様性に関する市民の理解を深めるため、エコ re ゾートでの展示や子ども向けの楽しく学べる企画、SNSでの発信や啓発動画の作成等を行いました。
- また、公園整備、水辺環境整備、接道部緑化、保存樹林・保存樹木・保存生垣への助成、農地保全、多摩の森林整備等を市民や事業者と連携しながら引き続き推進したことにより、自然環境の維持や創出も図られたため、自然環境の質と量を向上させる施策が両輪で推進されました。

<環境方針4> 都市環境 ~環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します~

- 都市基盤分野においては、武蔵野市都市計画マスターplan 2021を策定し、都市整備の視点からの環境配慮を計画に位置付けた上で、引き続き道路の整備や電線類の地中化、自転車駐車場の整備といった行政が主体となって行うハード整備を推進しました。一方、まちづくり条例による指導、地域ぐるみの美化活動、吉祥寺駅周辺の荷さばき対策といった市民、事業者等と連携して行うソフトな対策もあわせて進捗しました。
- また、ZEBを見据えて令和4年度中の策定を予定している公共施設の環境配慮指針については、各施設のエネ

ルギー特性の分析を行うなど、検討に着手しました。

<環境方針5> 公害・災害～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

○大気汚染や水質汚濁、振動等の典型7公害はもちろん、近年増加している生活型公害（住宅等からの音や犬猫に関するトラブル、樹木の越境等）についても対応し、汚染・公害の防止や解消に努めました。なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴いテレワークが浸透したことにより、令和2年度以降住宅に起因する生活型公害の苦情・相談の増加が顕著となっており、これらの対応を行いました。

○また、桜野小学校に雨水貯留浸透施設を設置したことにより、改築予定の第二中学校を除き、市立小・中学校17校への設置が完了しました。民有地への雨水浸透施設等の設置については、新型コロナウイルス感染症拡大により助成制度の戸別訪問PRを自粛したため、助成件数は減少したものの、雨水利活用条例に基づく新規設置件数は前年度比で増加しました。

【新型コロナウイルス感染症の影響について】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、事業の中止・延期・縮小が発生しましたが、令和3年度は手法を工夫して再開した事業も多くみられました。

オンラインやSNSの活用が定着してきている一方、野外活動等のあまり密にならない事業では実地開催を再開した事業もみられました。

また、令和2年度に引き続き、在宅勤務等により在宅時間が増えたことにより、家庭系ごみの増加や騒音や振動等の公害に関する苦情の増加等は顕著となっています。

新型コロナウイルスにより変化した生活様式は、コロナ禍が終息した後も定着する可能性があるため、市は動向を注視し、必要に応じて施策の目的や目標、手法等の見直しを行い、的確に施策に反映していく必要があります。

6 計画に基づく施策の推進の成果（個別事業の実績）

<全ての環境方針に共通する前提> ~あらゆる人を環境の当事者に~

事業番号	事業名	担当課	頁
1	市報等による環境情報の提供	秘書広報課	13
2	むさしの青空市	産業振興課 (消費生活センター)	13
3	くらしフェスタむさしの（消費生活展）	産業振興課 (消費生活センター)	13
4	グリーンコンシューマー育成事業	産業振興課 (消費生活センター)	14
5	環境情報コーナー	産業振興課 (消費生活センター)	14
6	環境部動画啓発プロジェクト	環境政策課、ごみ総合対策課、下水道課、緑のまち推進課	14
7	グリーン購入の推進	環境政策課	14
8	犬のしつけ方教室	環境政策課	14
9	地域環境協働事業	環境政策課	15
10	むさしの猫セミナー	環境政策課	15
11	むさしの環境フェスタ	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)	15
12	むさしのエコ re ゾート自由来館・施設見学	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)	16
13	環境の学校	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)	16
14	環境に関する情報発信	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)	17
15	環境啓発事業費補助金	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)	17
16	身近な環境に関する啓発	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)	17
17	ごみに関する各種イベント・講座等	ごみ総合対策課	18
18	ごみに関する各種印刷物	ごみ総合対策課	18
19	クリーンむさしのを推進する会への支援	ごみ総合対策課	18
20	ECOパートナー認定表彰制度	ごみ総合対策課	19
21	クリーンセンターの公開	ごみ総合対策課	19
22	環境報告書	ごみ総合対策課	20
23	緑化推進に関する啓発	緑のまち推進課	20
24	園児等に対する環境教育	子ども育成課 (各公立保育園)	20
25	親子稻作体験事業	児童青少年課	20
26	家族ふれあい自然体験事業（鳥取県・遠野市）	児童青少年課	21
27	むさしのジャンボリー	児童青少年課	21
28	二俣尾自然体験事業	児童青少年課	21
29	ハバロフスク市との青少年交流事業	児童青少年課	21
30	中学生・高校生リーダー養成講座	児童青少年課	22
31	水に関する啓発・広報	水道部総務課	22
32	セカンドスクール・プレセカンドスクール	指導課	22
33	利賀村訪問事業	指導課	23

事業番号	事業名	担当課	頁
34	森林体験教室	生涯学習スポーツ課	23
35	環境と歴史に関する展示・講座等	生涯学習スポーツ課 (武蔵野ふるさと歴史館)	24
36	児童・生徒に対する環境教育	各公立小・中学校	24

＜環境方針1＞ 地球温暖化・エネルギー～地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します～

事業番号	事業名	担当課	頁
37	低公害車・低燃費車の導入（自動車の管理）	管財課	25
38	エネルギー地産地消プロジェクト	環境政策課	25
39	温度差利用設備の設置	環境政策課	26
40	効率的なエネルギー活用推進助成制度	環境政策課	26
41	建築物の環境配慮	環境政策課	27
42	グリーンパートナー事業	環境政策課	27
43	省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん	環境政策課	27
44	エコオフィスむさしの活動	環境政策課	27
45	公共施設における太陽光発電システムの運用	環境政策課	28
46	ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用	ごみ総合対策課	28

＜環境方針2＞ 廃棄物～ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します～

事業番号	事業名	担当課	頁
47	機密文書のリサイクルの推進	総務課	30
48	電子申請の活用	情報管理課	30
49	備蓄食料の活用	防災課	30
50	一般廃棄物処理量の監視	ごみ総合対策課	31
51	ごみの排出状況の監視・指導	ごみ総合対策課	32
52	廃棄物の多量排出事業者への指導	ごみ総合対策課	32
53	資源回収団体や事業者への補助金交付	ごみ総合対策課	32
54	剪定枝葉等の堆肥化	ごみ総合対策課	33
55	むさしのエコボ（不用品再利用掲示板事業）	ごみ総合対策課	33
56	小型廃家電製品マテリアル回収	ごみ総合対策課	33
57	資源物の拠点回収	ごみ総合対策課	34
58	放置自転車の再利用	交通企画課	34
59	除籍図書のリサイクル（中央・吉祥寺・プレイス）	図書館	34

＜環境方針3＞ 自然環境～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

事業番号	事業名	担当課	頁
60	環境保全型農業用資器材購入補助制度	産業振興課	36
61	緑化推進における支援と指導	緑のまち推進課	36
62	緑を支える市民活動への支援	緑のまち推進課	37
63	公園緑地等の整備	緑のまち推進課	38
64	水辺環境の整備	緑のまち推進課	38
65	多摩の森林整備	緑のまち推進課	39
66	学校緑化の支援	教育企画課	39

＜環境方針4＞ 都市環境～環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します～

事業番号	事業名	担当課	頁
67	公共施設の建築・工事における環境配慮	施設課、下水道課、緑のまち推進課、交通企画課、道路管理課、水道部工務課	40

事業番号	事業名	担当課	頁
68	違法広告物のパトロール・撤去、落書きの消去	環境政策課	40
69	あき地の適正管理	環境政策課	41
70	三駅周辺清掃の実施	ごみ総合対策課	41
71	市内美化の推進	ごみ総合対策課	42
72	迷惑喫煙、ポイ捨て防止の推進	ごみ総合対策課	42
73	まちづくり条例に基づく開発指導	まちづくり推進課	42
74	吉祥寺駅周辺の荷さばき対策	吉祥寺まちづくり事務所	42
75	自転車駐車場の整備及び利用体系の見直し	交通企画課	43
76	放置自転車の撤去	交通企画課	43
77	ムーバスの運行	交通企画課	43
78	パーク・アンド・バスライドシステム	交通企画課	43
79	駐車場案内・誘導システム	交通企画課	44
80	電線類の地中化の推進	交通企画課	44
81	生活道路の整備	交通企画課	44
82	歩道の整備	交通企画課	44
83	空き家の適正管理	住宅対策課	44
84	既存住宅の耐震性能向上施策	住宅対策課	44
85	舗装の補修	道路管理課	45
86	狭あい道路の拡幅整備	道路管理課	45
87	公共用地取得後の適正管理	用地課	45

＜環境方針5＞ 公害・災害～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

事業番号	事業名	担当課	頁
88	大気環境の測定	環境政策課	46
89	工場・指定作業所・特定建設作業に関する届出受理・指導	環境政策課	50
90	道路交通騒音・振動調査	環境政策課	51
91	地下水汚染調査・対策	環境政策課	55
92	玉川上水及び千川上水の水質調査	環境政策課	57
93	酸性雨調査	環境政策課	58
94	公害に関する苦情処理	環境政策課	59
95	放射線対策	環境政策課	60
96	害虫の駆除等	環境政策課	61
97	クリーンセンターの汚染・公害対策	ごみ総合対策課	62
98	学校等への雨水貯留浸透施設等の設置	下水道課	62
99	まちの臭気対策	下水道課	63
100	合流式下水道改善施設の運用	下水道課	63
101	事業場排水の水質規制	下水道課	64
102	雨水浸透施設の設置・指導	下水道課	64
103	雨水貯留槽購入助成制度	下水道課	65
104	透水性舗装の整備	交通企画課	65
105	直結給水の推進	水道部工務課	65
106	水の安定供給	水道部工務課	65
107	配水管網の耐震化	水道部工務課	66
108	漏水防止対策	水道部工務課	66
109	浄水場の汚染・公害対策	水道部工務課	66
110	薬品の管理	ごみ総合対策課、生涯学習スポーツ課、各公立小・中学校	66
111	庁舎管理における汚染・公害対策	関係各課	66

全ての環境方針に共通する前提～あらゆる人を環境の当事者に～

1	市報等による環境情報の提供	担当課	秘書広報課
---	---------------	-----	-------

市報、季刊誌、市ホームページ、むさしのキッズページ、SNS等の広報媒体を通じて、市民や市内事業者に環境情報を積極的に提供し、環境に対する意識啓発を行いました。

2	むさしの青空市	担当課	産業振興課 (消費生活センター)
---	---------	-----	---------------------

毎年11月に開催し、1万人以上の市民が参加するイベントです。生活用品の再利用や物資の有効利用のため、リサイクル品の販売等を実施しています。また、会場内では徹底したごみ減量、分別資源化を市民参加で行っています。

※令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

※むさしの青空市は、「むさしの青空市のあり方検討委員会」の検討結果を経て、第39回で終了となりました。

青空市での廃棄物量 (単位:kg)

	第37回 (平成29年)	第38回 (平成30年)	第39回 (令和元年)	第40回 (令和2年)	第40回 (令和3年度)
可燃ごみ	55.0	49.0	42.0	-	-
不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	-	-
資源ごみ	156.0	185.0	222.0	-	-
計	211.0	234.0	264.0	-	-

資源ごみの内訳 (単位:kg)

	第37回 (平成29年)	第38回 (平成30年)	第39回 (令和元年)	第40回 (令和2年)	第40回 (令和3年)
缶	7.0	12.0	9.0	-	-
ビン	6.0	9.0	6.0	-	-
トレー	19.0	12.5	20.0	-	-
ダンボール・雑紙	106.0	122.5	156.0	-	-
生ごみ	10.0	12.0	23.0	-	-
プラスチック容器	8.0	17.0	7.0	-	-
ペットボトル	0.0	0.0	1.0	-	-
計	156.0	185.0	222.0	-	-

3	くらしフェスタむさしの(消費生活展)	担当課	産業振興課 (消費生活センター)
---	--------------------	-----	---------------------

消費生活展では、市内団体の消費生活に関する活動の成果を発表し、その中で環境問題についての情報発信も行いました。

消費生活展(くらしフェスタむさしの2021)の開催

実施日	テーマ	場所	参加団体数
令和3年9月16日～18日	かわる時代 かわる暮らし	武藏野プレイス 1階ギャラリー	7団体

4	グリーンコンシューマー育成事業	担当課	産業振興課 (消費生活センター)
---	-----------------	-----	---------------------

グリーンコンシューマーとは、環境に配慮して買い物をする消費者のことです。環境にやさしい商品を積極的に買うことで、経済社会の仕組みを変え、地球環境を守っていく運動が、グリーンコンシューマー運動です。市では年間を通してこのような運動を支援するとともに、環境問題の啓発に努めました。

5	環境情報コーナー	担当課	産業振興課 (消費生活センター)
---	----------	-----	---------------------

消費生活関連図書の中で環境に関連した図書の貸出を行いました。

6	環境部動画啓発プロジェクト	担当課	環境政策課、ごみ総合対策課、下水道課、緑のまち推進課
---	---------------	-----	----------------------------

ごみ、公園、生き物、水環境など幅広い環境分野について、親しみやすく分かりやすい動画（YouTube）を作成し、インスタグラム等のSNSを活用してPR・啓発を行いました。

番号	動画タイトル	総再生回数
1	♪いつしょに歌おう♪3Rのうた	4,135回
2	環境にやさしい電力って？	
3	【むさしのショッピング】雨水浸透ます、つけませんか？	
4	【環境部長とのガチ対決】武藏野市公園クイズ（前編）	
5	【武藏野市職員の絵心が悲劇】武藏野市公園クイズ（後編）	
6	武藏野クリーンセンター巧みなクレーン操作	
7	環境部長の「迷」回答～遊具の使い方～	
8	【知ってる？】武藏野市で出会えるかもしれない生きものたち	
9	【衝撃映像あり】リチウムイオン電池の捨て方を間違ったら・・・	
10	都内一人暮らし 省エネ5選	

7	グリーン購入の推進	担当課	環境政策課
---	-----------	-----	-------

本市では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成12（2000）年に施行される以前に、「武藏野市グリーン購入推進指針」を策定し、グリーン購入に取り組んできました。環境省の動向等をふまえ、「グリーン購入実施ガイドライン - 環境に配慮した製品選択ガイド編 - 」を毎年作成し、全庁に周知しています。本ガイドラインはグリーン購入を推進するにあたって、グリーン購入の基本的な考え方や取り組み方法、物品やサービス等の環境配慮基準等について示したもので、各職場で物品等を購入する際の指針となっています。グリーン購入を推進することで、環境への負荷を少なくし、また、行政機関が組織的に購入することでグリーン製品の市場拡大を目指しました。

8	犬のしつけ方教室	担当課	環境政策課
---	----------	-----	-------

犬のしつけ方教室は、市民の方々に、犬を例とした伴侶動物（パートナーとして家族の一員になりうる動物）の正しい飼育方法、コミュニケーションの取り方を知ってもらうことを通じて、動物愛護の具体的な実践の一つとして位置付けられます。※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインにて開催しました。申込者39人。

犬のしつけ方教室の開催回数

年度	29	30	元(31)	2	3
実施回数(回)	2	2	2	1	1

9	地域環境協働事業	担当課	環境政策課
---	----------	-----	-------

人と猫が快適に共生できるまちづくりを目標に、猫によるトラブルをなくそうと平成18年9月から、①餌やりの後始末と糞尿清掃等、②不妊・去勢手術助成、③猫の譲渡会開催、④猫トラブル相談、⑤飼い主のいない猫の増加を抑制するための啓発活動等について、むさしの地域猫の会と協働事業を行っています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、譲渡会を中止しました。

むさしの地域猫の会への地域環境協働事業補助金の交付実績等

年度	29	30	元(31)	2	3
補助金額(円)	496,500	496,500	496,500	496,500	496,500
不妊手術(頭)	30	31	20	14	3
去勢手術(頭)	10	30	10	10	5
市と共に譲渡会(回)	2	2	2	-	-

10	むさしの猫セミナー	担当課	環境政策課
----	-----------	-----	-------

猫の習性に関して理解を深めることにより、猫の適正飼養について普及・啓発を図るために、「むさしの猫セミナー」を開催しました。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインにて開催しました。再生回数138回。

11	むさしの環境フェスタ	担当課	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)
----	------------	-----	--------------------------

環境に関する啓発や環境学習機会の提供、出展団体の活動活性化、団体間の交流促進のため、市民・事業者・行政等で連携して第14回むさしの環境フェスタを開催しました。令和3年度はむさしのエコ re ゾートの新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用されたため、一部事業を駅前商業施設等での開催及びWEB上の記事掲載に変更しました。

イベント

実施日	実施場所	実施内容
令和3年11月22日	コピス吉祥寺ふれあいデッキ	ポップアップイベント
令和3年12月12日	JR武蔵境駅 nonowa テラス	ポップアップイベント
令和3年12月13日	すきっぷ通り	ポップアップギャラリー
令和4年1月19日～1月25日	アトレ吉祥寺ゆらぎの広場	ポップアップギャラリー
令和4年2月12日	本宿コミュニティセンター	廃材ワークショッププレイイベント
令和4年2月13日	西部コミュニティセンター	廃材ワークショッププレイイベント
令和4年3月5日	むさしのエコ re ゾート	ポップアップイベント・廃材ワークショップ

オンライン

公開期間 令和3年11月6日～令和4年3月31日

総閲覧数 5,640件

主な内容 むさしのエコ re file (若年層による環境市民団体・企業への取材記事の掲載)

12	むさしのエコ re ゾート自由来館・施設見学	担当課	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)
----	------------------------	-----	--------------------------

年度	自由来館	小・中学校		その他団体		団体見学合計	
	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)
2	20,082	2	194	26	244	28	438
3	40,901	12	554	38	722	50	1,276

※自由来館の人数は、環境啓発事業（イベント等）の参加者を含む。

13	環境の学校	担当課	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)
----	-------	-----	--------------------------

○環境の学校連続講座の開催

多様な環境問題（ごみ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など）への理解を深めると同時に、学び・気づきを発信できる実践的な講座であり、講座を通じて環境啓発の担い手・主体として継続的に活躍できる人材を育成することを目的にしています。

参加者 24人

実施回	実施日	テーマ
第1回	令和3年9月19日	私たちの暮らしとSDGs
第2回	令和3年10月16日	地域に愛し愛される、地産地消の取り組み
第3回	令和3年11月20日	武蔵野市の水とみどり
第4回	令和3年12月26日	“食”を起点に考えるエシカル生活
第5回	令和4年1月23日	やりたいことを、地域につなげる
成果発表会	令和4年3月6日	第1回むさしのエコ・チャレンジ

○環境の学校Greenプロジェクトの開催

樹木や草花などの育成に関連した環境問題について学ぶ連続講座・成果発表会を実施しました。

参加者 15人

実施回	実施日	テーマ
第1回	令和3年9月26日	ようこそGreenプロジェクトへ～パンジーを植えてみよう～
第2回	令和3年10月17日	イチゴを育てるのは大変？～イチゴから環境問題に目を向けてみよう～
第3回	令和3年12月5日	草花の栄養になるものに注目！～自然の中では「ごみ」はない！～
第4回	令和4年1月23日	循環型って何だろう？～これまでの講座から考えてみよう～
成果発表会	令和4年3月6日	第1回むさしのエコ・チャレンジ

○環境の学校PRプロジェクトの開催

むさしのエコ re ゾートの周知や環境啓発のために、SNS等をよく利用する高校生・大学生世代を対象としたワークショップを実施しました。

参加者 第1期 18人 第2期 11人

開催期	実施回	実施日	テーマ
第1期	第1回	令和3年4月8日	広報とクリエイティブの基礎
第1期	第2回	令和3年4月16日	インフラツーリズムとは？
第1期	第3回	令和3年5月29日	企業のSDGs
第1期	第4回	令和3年6月5日	途上国のゴミ問題
第1期	第5回	令和3年6月17日	武蔵野市の環境問題
第2期	第1回	令和3年9月24日	取材の心得講座
第2期	第2回	令和3年10月12日	フリーぺーパーのデザイン
第2期	成果発表会	令和4年3月6日	第1回むさしのエコ・チャレンジ

14	環境に関する情報発信	担当課	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)
----	------------	-----	--------------------------

公式ホームページ、フェイスブック及びインスタグラムの運用、環境啓発情報の発信を行いました。

むさしのエコ re ゾート公式ホームページ

年度	2	3
全ページアクセス件数	3,753	25,888

※セッション数による集計。 ※令和2年度は令和3年1月8日～3月31日の集計値

ソーシャルメディア

年度	2	3
むさしのエコ re ゾート公式フェイスブックのフォロワー数	108	180
むさしのエコ re ゾート公式インスタグラムのフォロワー数	191	346

15	環境啓発事業費補助金	担当課	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)
----	------------	-----	--------------------------

団体の環境活動の活性化を図り、市民の自発的な環境に配慮した行動を促進するため、市内に事務所や活動の拠点があるか、代表者の住所が市内にある団体が行う環境啓発事業に対し補助を行いました。

団体名	補助事業名	交付額(円)
NPO法人むさしの市民エネルギー	風力発電でイルミネーションを点灯しよう ～自然エネルギーで未来へのメッセージ～	55,000
吉祥寺CARP	親子でエコ工作	46,823

16	身近な環境に関する啓発	担当課	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)
----	-------------	-----	--------------------------

○環境展

6月の環境月間に合わせ、むさしのエコ re ゾートにおいて地球温暖化に対する緩和策・適応策を周知啓発する展示企画を行いました。

開催期間 令和3年6月5日から6月30日まで

総来館者数 6,013名

○打ち水 de COOL

打ち水用具の貸出を行うとともに、節水や水循環等の環境に関する知識の提供、周知啓発を行いました。

開催期間 令和3年7月1日から9月30日まで

貸出数 1件

○緑のカーテン事業

地球温暖化問題への適応策として、ゴーヤ苗などの植物をつる状に育成し、その過程を報告するレポーターを募集しました。また、希望者にはゴーヤ苗を無償で配布しました（一世帯3苗まで）。

募集期間 令和3年6月1日から9月30日まで

登録レポーター数 152世帯（団体含む）

報告レポート数 96件

○第1回むさしのエコ・チャレンジ

連続講座受講生や環境市民団体、各事業参加者などが環境について学んだことや、取り組んできたことの成果を広く市民に発表する場を提供しました。

開催日 令和4年3月5日・6日

総来館者数 939名

○環境啓発冊子の学校配布

7月の夏休み前に市立小学校の3年生を対象に冊子「出かけて探して見つけよう！武藏野市の自然」を、6年生を対象に冊子「地球温暖化って何？」を配布しました。

配布数 2,344部

○こどもエコクラブ活動のサポート

市内の「こどもエコクラブ」の活動の窓口として、クラブへの参加を呼びかけ、各クラブの活動をサポートしました。

年度	2	3
累計クラブ数	18	26

17

ごみに関する各種イベント・講座等

担当課

ごみ総合対策課

○夏休みごみ探検隊の実施

次世代を担う子どもたちに、中間処理施設の見学、自然観察、最終処分場見学を通じ、ごみの排出から最終処分までの流れについて知つてもらい、ごみの減量やごみと環境の関わり・自然環境保全に対する認識を深めてもらうことを目的としています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

○3R環境講座

環境や3R（リデュース・リユース・リサイクル）について楽しみながら学ぶことのできる講座を開催しました。不要となった廃棄物を利用して、日々の生活に役立つ物に生まれ変わる講座を実施しました。このような体験を通じて、ごみと環境について考えるきっかけとすることを目的としています。

実施日	内 容	参加者
令和3年6月1日～ 令和3年7月10日	全2回連続講座 「生ごみは宝！たい肥にしてごみを減らそう」	17

※単発の講座は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

年度	29	30	元(31)	2	3
実施回数	3	2	2	1	1
参加者数	50	51	32	12	17

18

ごみに関する各種印刷物

担当課

ごみ総合対策課

○「武藏野ごみニュース」の発行

家庭ごみの更なる減量を図るため、各家庭において実践してもらいたい減量行動やごみの現状、ごみに関するトピック等を盛り込んだ情報紙を作成し、年2回、全戸配布しました。

○「ごみ便利帳」の発行

ごみの分別収集徹底を推進するため、ごみの分別方法の詳細な案内を盛り込んだ市民向け啓発用冊子「ごみ便利帳 ecoブック」を作成し、市民課や市政センター窓口で転入者等に対して配布しました。

○「ごみと資源の収集カレンダー」の発行

収集日を地区ごとにまとめた「ごみと資源の収集カレンダー」を作成し、全戸配布しました。

19

クリーンむさしのを推進する会への支援

担当課

ごみ総合対策課

全市的に組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に対して、補助金の交付等を通して、地域でのごみ減量・資源化への実践活動を支援しました。また、同会と「武藏野ごみニュース」全戸配布、陶磁器のリユース等を協働事業として実施しました。

補助金交付・協働事業委託実績

補 助 金 額	2,578,000円
協働事業委託	301,383円
ごみ減量情報誌配布委託	1,528,412円

クリーンむさしのを推進する会活動実績

市民の生ごみ処理容器購入助成	コンポスター19台
役員研修会	令和3年11月17日(水) 「ごみ減量に関する意見書」について
減量活動等	陶磁器のリユース 落ち葉の堆肥化 環境フェスタでのごみ減量アピール等

20	ECOパートナー認定表彰制度	担当課	ごみ総合対策課
----	----------------	-----	---------

市内に所在地のある事業所のうち、ごみ減量資源化に積極的に取り組んでいる事業者を、市の認定基準に基づき表彰します。令和3年度は27事業者を認定表彰しました。

ごみ減量資源化推進事業者認定表彰者

亜細亜学園	アトレ吉祥寺店	イトーヨーカ堂武蔵境店
いなげや武蔵野桜堤店	いなげや武蔵野関前店	いなげや武蔵野西久保店
井の頭自然文化園	NTT 武蔵野研究開発センタ	エフエフビル管理組合
御料理武蔵野	キラリナ京王吉祥寺	コピス吉祥寺
サミット武蔵野緑町店	JR吉祥寺駅	シユープラザビル
成蹊学園	西友吉祥寺店	ダイヤパローレビル
東急百貨店吉祥寺店	パルコ吉祥寺店	丸井吉祥寺店
東急ストア三鷹店	コーポみらい ミニコーポ武蔵野店	武蔵野赤十字病院
モンテローザ	横河電機	ヨドバシ吉祥寺

21	クリーンセンターの公開	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------	-----	---------

○クリーンセンター施設見学

平成29年度より稼働したクリーンセンターでは、予約不要で自由に施設見学ができるようになりました。市内小学生の社会科見学など、事前申込制での団体見学の案内も行いました。

年度	自由見学	小・中学校		その他団体		団体見学合計	
		人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数
29	12,563	14	1,035	239	3,505	253	4,540
30	21,448	14	947	161	2,319	175	3,266
元(31)	12,182	15	931	128	1,838	143	2,769
2	5,910	13	535	30	222	43	757
3	11,647	17	577	41	516	58	1,093

※自由見学の人数は、環境啓発事業(イベント等)の参加者を含む。

○環境図書コーナー

クリーンセンター2階コミュニティラウンジに環境関連の図書・雑誌等を取り揃え、来場者が閲覧できるように配架しました。

○環境啓発事業

武蔵野クリーンセンター運営の一環として、運営事業者である株式会社むさしのEサービスが、武蔵野市と共に、エコマルシェ、子どもワークショップ等の啓発事業を行っていましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため規模を縮小して開催しました。

令和3年度実績

- ・イベント実施回数9回
- ・延べ参加人数1,581人

22	環境報告書	担当課	ごみ総合対策課
----	-------	-----	---------

ごみ処理施設であるクリーンセンターの環境配慮方針や、運転に伴う環境負荷低減に向けた取り組みの状況について「環境報告書」にまとめました。冊子を配布するとともに、市ホームページで公表しました。

23	緑化推進に関する啓発	担当課	緑のまち推進課
----	------------	-----	---------

緑の保全に関する意識啓発を推進することによって、環境保全活動の広がりを目指しました。

事業実績

事業名	実施日(頻度)	実績等
市民参加花壇への植付け	夏冬(2回)	総本数 2,730株 花壇 延べ23箇所 市民参加人数 延べ253人
菊花展	11月4日～11月10日	出品数 198点
東洋蘭展	中止※	-
緑の啓発実践講座	12月8日	暮らしを彩るコンテナガーデン 参加者 21名

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。

24	園児等に対する環境教育	担当課	子ども育成課 (各公立保育園)
----	-------------	-----	--------------------

各市立保育園において野菜の栽培や収穫体験を行い、農業と市民生活との関わりについて学ぶ機会を作っています。そのほか、日常的にごみの分別について伝え、その必要性を考える機会を作っています。

25	親子稻作体験事業	担当課	児童青少年課
----	----------	-----	--------

都會を離れて新潟県長岡市で1泊2日の農業体験(田植・収穫)を、親子・家族で行います。農業が食糧生産だけでなく、自然環境保全に果たす役割を学ぶとともに、家族と一緒に農業を体験し、農業の楽しさ、大切さを感じるきっかけ作りをします。※令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

年度	29	30	元(31)	2	3
参加人数	28家族67名	24家族61名	23家族60名	-	-

26

家族ふれあい自然体験事業（鳥取県・遠野市）

担当課

児童青少年課

○鳥取県家族ふれあい自然体験事業

鳥取県との共同企画です。都会と違うゆったりした時間の流れる鳥取県の豊かな自然の中で、親子・家族で様々な体験を共有し、農林漁業を含めた様々な自然体験を行い、都市と農村の相補関係を理解することを目的に実施している事業です。平成15年度に開始し、平成24年度からは隔年で実施しています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。（令和3年度は実施なし）

年度	29	30	元(31)	2	3
参加人数	実施なし	28家族79名	実施なし	-	実施なし

○遠野市家族ふれあい自然体験事業

遠野市で行う家族参加の自然体験事業です。遠野市の豊かな自然環境の中で、特徴ある民俗風土に根ざした生活体験を通じて、自然・家族・地元との3つのふれあいをねらいとしました。平成16年度に開始し、平成23年度からは隔年で実施しています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

実施日	-
行先	岩手県 遠野市
参加者	-

年度	29	30	元(31)	2	3
参加人数	10家族26名	実施なし	15家族46名	実施なし	-

27

むさしのジャンボリー

担当課

児童青少年課

「市立自然の村（長野県川上村）」において、小学校4年生～6年生を対象に実施しました。便利な社会になった日常生活から離れ、厳しい自然環境の中で自己を律し、共同生活をすることで、子どもたちの「自立心」「創造性」「豊かな心」を育み、子どもたちに自然環境の大切さを学んでもらう事業です。

自然にふれあうことを通じ、自然環境の保護の必要性を認識し、またキャンプを通して材料、燃料の節約やごみの分別等を学びます。

※令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しましたが、一部地区で代替事業を実施しました。

年度	29	30	元(31)	2	3
参加児童数	877	737	801	-	-
参加指導者数	508	427	548	-	-

28

二俣尾自然体験事業

担当課

児童青少年課

「二俣尾・武蔵野市民の森・自然体験館」において、家族を対象とし、本市ではできない自然体験をすることで、森林を含む自然環境に対する意識の向上を図る事業です。

※令和3年度は、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

年度	29	30	元(31)	2	3
参加人数	15家族38名	13家族33名	13家族33名	-	-

29

ハバロフスク市との青少年交流事業

担当課

児童青少年課

青少年の自然体験促進と国際交流を目的とし、隔年でロシア連邦ハバロフスク市との中学・高校生の相互派遣を行つ

ています。大自然の中で生活しつつ、次世代を担う青少年が自然の偉大さを体感し、自然との共存、国際的な環境問題等について考える機会を提供しています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン交流を行いました。

年度	29（派遣）	30（派遣）	元（31）（受入）	2（派遣）	3（受入）
参加人数	12名	19名	12名	-	-

30	中学生・高校生リーダー養成講座	担当課	児童青少年課
----	-----------------	-----	--------

中学生・高校生が地域社会の担い手として活躍できる力（知識・意識・ノウハウ）を身につけられるように、公共施設や地域社会の組織を利用して、野外活動等の体験事業を行いました（平成14年度から実施）。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業内容の一部を縮小・変更して実施しました。

年度	29	30	元（31）	2	3
延参加者数	738	781	751	125	508
登録者数	360	347	353	194	362

31	水に関する啓発・広報	担当課	水道部総務課
----	------------	-----	--------

○市報による啓発・広報

全国水道週間（6月1日～7日）にあたり、6月1号市報に水道事業に関する特集を掲載し、水に関する啓発及び広報を行いました。

○小学生を対象とした浄水場見学会

例年、市内小学校4年生を対象に浄水場の見学会を実施していますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受け入れを中止しました。代替措置として、オンライン開催となった環境フェスタにおいて浄水場啓発PR動画をコンテンツとして提供しました。

○安全な水のPR

水道法第20条に基づく水質検査を定期的に実施し、結果を市のホームページ及び年報にて公表しました。また、転入者に対して「武蔵野市水道ガイド」を配布し、安全な水道水についてPRを行いました。

○ペットボトルの配布

災害時の備蓄用として毎年作成している「水・好きペットボトル」をイベントなどを行う部・課に配布し、市民に実際に飲んでもらうことで水道水の安全性や味を実感してもらいました。

32	セカンドスクール・プレセカンドスクール	担当課	指導課
----	---------------------	-----	-----

例年、自然とのふれあいをとおして、自然と人間の共生、環境保全の必要性等、自然を大切にしようとする態度を育てるなどを環境面の目標とし、全市立小学校5年生、中学校1年生を対象にセカンドスクール、小学校4年生を対象にプレセカンドスクールをそれぞれ実施しています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期、延期短縮、日程短縮及び代替学習により実施し、一部は中止しました。

○セカンドスクール

＜小学校5年生＞

学校名	実施日	実施場所
第一小学校	令和3年11月3日～11月5日	新潟県魚沼市
第二小学校	令和3年11月20日～11月23日	富山県南砺市利賀村
第三小学校	令和3年11月10日～11月12日	新潟県南魚沼市

学校名	実施日	実施場所
第四小学校	令和4年2月28日	神奈川県藤沢市・鎌倉市
第五小学校	令和3年11月9日	千葉県野田市
大野田小学校	令和3年11月26日～11月29日	長野県飯山市
境南小学校	令和4年2月8日～2月10日	山梨県南都留郡山中湖村
本宿小学校	令和4年2月27日～3月1日	新潟県南魚沼市
千川小学校	令和3年10月25日～10月27日	新潟県南魚沼市
井之頭小学校	令和3年11月9日～11月12日	長野県飯山市
閑前南小学校	中止	-
桜野小学校	令和3年11月12日～11月14日	長野県飯山市

<中学1年生>

学校名	実施日	実施場所
第一中学校	令和3年10月22日	東京都青梅市
第二中学校	令和3年11月4日	東京都八王子市
第三中学校	令和3年12月10日	武蔵野市立第三中学校（現地の方が来校）※
第四中学校	令和3年11月30日	群馬県利根郡みなかみ町
第五中学校	令和3年12月9日	武蔵野市立第五中学校（オンライン交流）※
第六中学校	令和3年10月24日～10月27日	長野県安曇野市

※長野県北安曇郡白馬村と交流

○プレセカンドスクール

<小学校4年生>

学校名	実施日	実施場所
第一小学校	令和3年11月24日～11月25日	山梨県南都留郡富士河口湖町
第二小学校	中止	-
第三小学校	令和3年10月28日～10月29日	群馬県利根郡片品村
第四小学校	中止	-
第五小学校	令和3年11月18日～11月19日	山梨県南都留郡山中湖村
大野田小学校	令和3年11月3日～11月5日	山梨県南都留郡山中湖村
境南小学校	令和3年11月15日～11月16日	山梨県南都留郡山中湖村
本宿小学校	令和3年11月25日～11月26日	山梨県南都留郡富士河口湖町
千川小学校	令和3年10月6日	山梨県南都留郡富士河口湖町
井之頭小学校	令和3年11月19日	東京都西多摩郡奥多摩町
閑前南小学校	令和3年11月17日～11月19日	静岡県島田市
桜野小学校	令和3年11月12日	山梨県南都留郡山中湖村

33	利賀村訪問事業	担当課	指導課
----	---------	-----	-----

昭和47年から姉妹都市の関係にある利賀村（富山県南砺市）と武蔵野市、両者の信頼と友情を深めるため、毎年相互の訪問を実施しています。利賀村の豊かな自然の中で、そば打ちや森の家づくりなどの体験活動を行い、利賀村児童との交流を深めるとともに、自然の素晴らしさを知る事業となっています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

34	森林体験教室	担当課	生涯学習スポーツ課
----	--------	-----	-----------

「二俣尾・武蔵野市民の森」を活用し、年齢や季節に合わせた多様なプログラムを通じて、日常の生活では得がたい自然体験や林業体験事業を実施し、自然の中で生きる術、人間と森林が共存する知恵を学びました。

対象	実施日	内 容	定員
小学4年生～中学生	令和3年6月5日	道作り、丸太切り	15名

対象	実施日	内容	定員
小学生	令和3年10月30日	山散策、色探しゲーム、地図作り	18名
小学生	令和3年11月27日	山散策、たき火	18名

35	環境と歴史に関する展示・講座等	担当課	生涯学習スポーツ課 (武蔵野ふるさと歴史館)
----	-----------------	-----	---------------------------

天然記念物をはじめとする希少動物とのふれあいを通じて、天然記念物の保護及び生態系バランス維持の大切さ等について理解啓発を図りました。

○井の頭自然文化園動物観察教室 「動物園ってどんなところ？じっくり探検ツアー」

日時 令和3年11月23日（火・祝）午後1時～午後3時

場所 井の頭自然文化園

対象 市内在住・在学の小学3～6年生

内容 井の頭自然文化園の動物飼育の歴史や、近年の飼育方法について学ぶ。

参加者数 10名

○ “かいぼり” のヒミツ～なぜ池はよみがえる？～

日時 令和3年5月29日（土）午前9時30分～11時30分

場所 井の頭池周辺

対象 市内在住・在学の小学4～6年生と保護者

内容 池の環境や水草、野鳥などの生きものの観察を通して、なぜかいぼりで池の環境は良くなるのか、池はどのように変わったのかについて、生きもののモニタリング調査のデータを交えながら学ぶ。また、かいぼりの歴史やかつての井の頭池の様子も学ぶ。

参加者数 12組24名

36	児童・生徒に対する環境教育	担当課	各公立小・中学校
----	---------------	-----	----------

各公立小・中学校において、各教科や総合的な学習の時間等の学習内容と関連付け、地域の自然や学校ビオトープ等を活用した特色ある環境学習を実践しました。

また、セカンドスクールやプレセカンドスクールで学んだことを生かし、環境保全についての児童・生徒の実践的態度を育てています。

<環境方針1> 地球温暖化・エネルギー～地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します～

37	低公害車・低燃費車の導入（自動車の管理）	担当課	管財課
----	----------------------	-----	-----

東京都環境確保条例に基づき、自動車の使用合理化や低公害車の導入等を記載した自動車環境管理計画書を都に提出し、またその実績を報告しました。

令和3年度は「庁用車管理に関する府内検討会」において、府用車の次世代自動車への入れ替え及び必要な充電設備の整備等について検討しました。

導入実績（令和3年度末時点）

	令和3年度導入数（台）	令和3年度末累計数（台）
指定低公害車	1	53
電気自動車 ※	0	17
天然ガス自動車 ※	0	7
ハイブリッド自動車 ※	1	9
その他 ※	0	20

※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、その他は指定低公害車の内数です。

※道路運送車両法上の自動車（二輪を除く）台数を計上しています。

38	エネルギー地産地消プロジェクト	担当課	環境政策課
----	-----------------	-----	-------

平成30～令和2年度の3か年で、クリーンセンターのごみ発電を核とする以下の事業を「武藏野市エネルギー地産地消プロジェクト」として実施しました。令和2年度に全ての工事が完了し、令和3年度以降はその効果測定を実施しています。年間で約1,000t-CO₂の削減を見込むとともに、自立型エネルギー・マネジメントシステムの構築により都市の強靭性の向上にも寄与するものです。

令和3年度は更なる効率的なエネルギー利用を推進するため、蓄電量や小中学校への自己託送量を増やしたことにより、自家消費率が向上しました。

○クリーンセンターへのCEMSの導入

クリーンセンターと近隣公共施設における最適な需給管理を実現するため、クリーンセンター中央制御室内にCEMS (Community Energy Management System: 地域エネルギー管理システム) を導入しました。

○第四中学校への電力自営線の整備

第四中学校における災害時等非常時利用のために、クリーンセンターと総合体育館の電力自営線における分電盤の設置、分電盤から第四中学校への電力自営線の整備を行いました。

○総合体育館におけるBEMSの設置、空調機更新

施設の省エネルギー・マネジメントのために、総合体育館にBEMS (Building Energy Management System: ビルエネルギー管理システム) を導入しました。また、より省エネ性能の高い空調機に更新しました。

○3施設への蓄電池の設置

クリーンセンターで夜間に発電した電力を貯めておき、電力需要の大きい日中に放電するといった効率的なエネルギー活用のために、総合体育館、第四中学校、むさしのエコ re ゾートに蓄電池を設置しました。

- ・総合体育館 : 1,080 kWh

- ・第四中学校 : 270 kWh

- ・むさしのエコ re ゾート : 270 kWh

○むさしのエコ re ゾートへの空調機・LED照明・太陽光発電システムの設置

令和2年11月に開設した環境啓発施設むさしのエコ re ゾートの開館にあわせ、同施設を環境に配慮した施設とするために、省エネ性能の高い空調機、LED照明、太陽光発電システムを設置しました。

○市庁舎の照明LED化

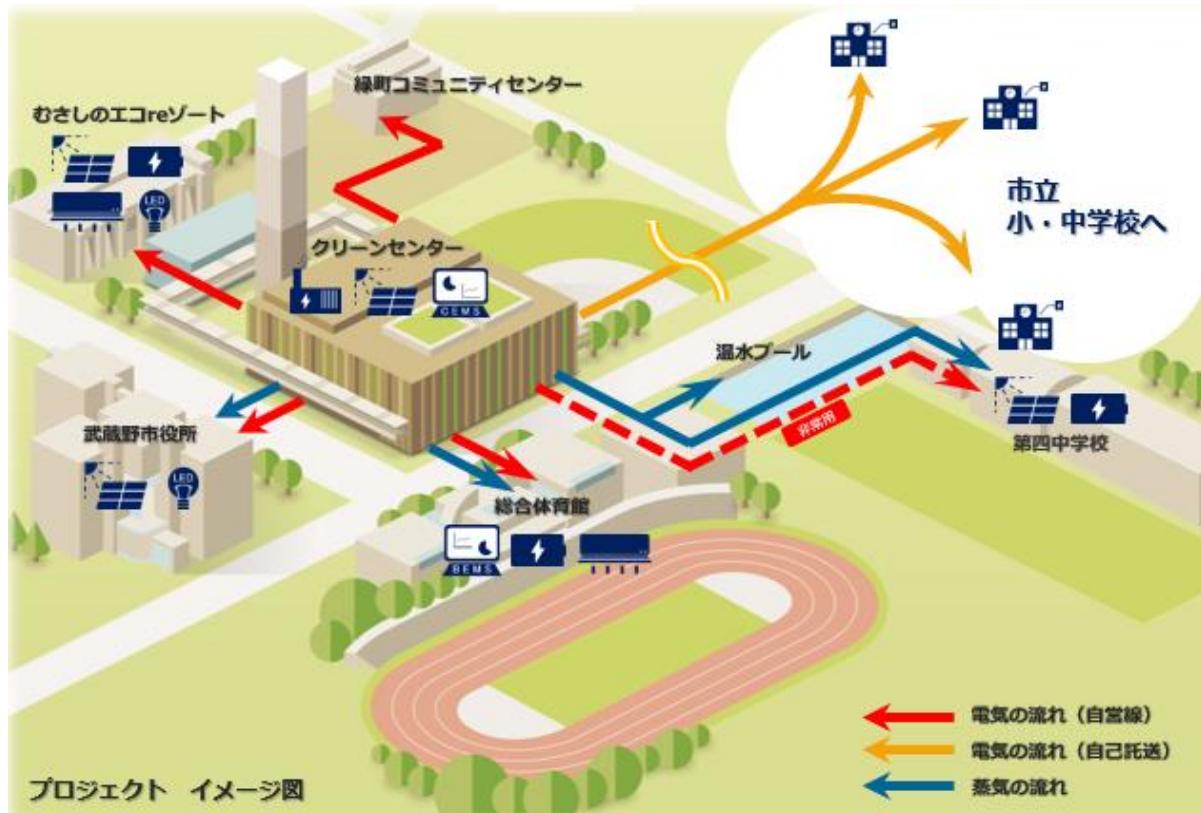
老朽化した市庁舎の蛍光灯をLEDに更新しました。

○電力会社の切り替え

クリーンセンターと市立18小・中学校の電力の購入先を排出係数の低い事業者に切り替えました。
○自己託送の活用

クリーンセンターのごみ発電の夜間余剰電力分を、電力会社の送電線を利用して市立18小・中学校に供給しました。
<CO₂削減効果> t-CO₂/年

計画値	1156.61
R3(1月～12月)	2386.53



39	温度差利用設備の設置	担当課	環境政策課
----	------------	-----	-------

地下水熱・温度差エネルギーを活用したヒートポンプと、冷・温熱を触って体感することができる輻射式冷温水パネルヒーターを、平成29年3月にむさしの自然観察園に設置しました。来園者に対して未利用エネルギー活用事例の紹介として啓発しました。

40	効率的なエネルギー活用推進助成制度	担当課	環境政策課
----	-------------------	-----	-------

市域の総エネルギー量削減と効率的活用を目指し、住宅用エネルギーマネジメント機器や省エネ・創エネ設備設置に対する費用の一部を助成しました。

助成件数

年度	HEMS	家庭用燃料電池 コージュレーションシステム	太陽光発電 システム	蓄電池 システム	既設窓の 断熱改修
29	11	7	9 (35.1kW)		
30	20	118	11 (57.985kW)	12	46
元(31)	54	109	31 (114.48kW)	42	95
2	38	107	28 (126.15kW)	34	22
3	46	91	41 (187.81kW)	43	36

※（ ）内は発電容量の合計値

※助成対象機器「蓄電池システム」及び「既設窓の断熱改修」は平成30年度から助成開始

41	建築物の環境配慮	担当課	環境政策課
----	----------	-----	-------

市内の建築物の省エネ化を一層推進するために、平成29年4月に武蔵野市建築物環境配慮指針を定めました。同年7月から、武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月19日条例第39号）及び武蔵野市建築計画の事前調整に関する要綱（平成21年4月1日要綱第22号）に伴う事前協議において、以下10項目の環境配慮事項に取り組むよう、事業者に指導を行いました。

環境配慮事項（10項目）

建築物躯体の断熱化	自然採光、自然通風の利用
再生可能エネルギーの利用	エネルギーの効率的利用
空調設備の省エネルギー化	照明設備の省エネルギー化
給湯設備の省エネルギー化	節水型設備の採用
エコマテリアルの利用	ヒートアイランド対策

指導件数	(件)				
年度	29	30	元(31)	2	3
まちづくり条例に係る指導	20	30	22	18	21
建築計画の事前調整に係る指導	301	457	377	462	472
計	321	487	399	480	493

42	グリーンパートナー事業	担当課	環境政策課
----	-------------	-----	-------

環境に配慮した事業活動を行う事業者をグリーンパートナーとして登録し、事業者名の公表や情報提供等を行いました。平成15年から開始。令和3年度の新規登録は1件、令和3年度登録事業者数204。

43	省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん	担当課	環境政策課
----	----------------------	-----	-------

市内中小規模事業者が、太陽光利用設備設置や省エネ診断の結果に基づいた設備改修のために金融機関から借り入れを行った場合に発生する利子相当額と信用保証料の一部を補助する制度です。（令和3年度の実績はなし）

44	エコオフィスむさしの活動	担当課	環境政策課
----	--------------	-----	-------

エコオフィスむさしの活動は、市関連施設における省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出量を削減するために、職員一人ひとりが日々の業務の中で取り組むべき省エネルギー、省資源の活動指針として定めているもので、

①昼休み等勤務時間外の照明を必要最小限に抑え、机上のスタンド等の不要な照明は消灯すること。

②最後の退庁者は必ず消灯して退庁すること。

③OA機器は不使用時には電源を切ること。

④マイボトル・マイバッグの推奨

等を周知徹底しています。また夏季・冬季にそれぞれ省エネ月間を設定し、夏季は空調26°C設定、冬季は空調20°Cとすることにより省エネを推進しています。

令和3年度は、クールビズ・ウォームビズの期間設定を廃止し、年間を通して職員自らが気温等を考慮し、適切な服装を選択できるものとする「むさしの“ジブン”スタイル」の運用を開始しました。

再生可能エネルギーの普及促進や環境教育への活用、公共施設の防災機能の強化を図るため、公共施設に太陽光発電システムを設置しています。(令和3年度の新規設置実績はなし)

設置実績

	設置場所	容量	設置時期	自立運転機能
1	市庁舎車庫棟屋上	1.8kW	平成6年4月	○
2	千川小学校校舎屋上	0.08kW	平成7年3月	
3	テンミリオンハウスそ～らの家	3.3kW	平成12年3月	
4	関前南小学校校舎屋上	30kW	平成12年12月	○
5	0123はらっぱ	20kW	平成13年3月	
6	市庁舎車庫棟屋上	30kW	平成14年3月	○
7	本宿小学校校舎屋上	30kW	平成14年3月	○
8	桜野小学校体育館屋上	10kW	平成14年3月	
9	市民の森公園	3kW	平成14年12月	
10	井之頭小学校校舎屋上	30kW	平成15年3月	○
11	第四小学校校舎屋上	30kW	平成16年3月	○
12	大野田小学校校舎屋上	20kW	平成17年3月	
13	境南小学校東校舎屋上	30kW	平成18年3月	
14	第三小学校校舎屋上	30kW	平成19年3月	
15	第五小学校校舎屋上	30kW	平成20年3月	
16	市営北町第1住宅壁面	3.8kW	平成20年3月	
17	第一小学校校舎屋上	30kW	平成21年3月	
18	市営桜堤住宅屋上	5.86kW	平成21年12月	
19	第二小学校校舎屋上	30kW	平成22年3月	
20	桜野小学校校舎屋上〔寄贈〕	10kW	平成22年3月	
21	第六中学校校舎屋上	30kW	平成23年3月	
22	第二中学校校舎屋上	30kW	平成24年3月	
23	吉祥寺南町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年3月	
24	第五中学校校舎屋上	30kW	平成24年10月	○
25	八幡町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年12月	
26	吉祥寺南町コミュニティセンター屋上〔寄贈〕	5.58kW	平成25年3月	
27	第一中学校校舎屋上	30kW	平成26年2月	○
28	第三中学校校舎屋上	30kW	平成27年3月	○
29	第四中学校校舎屋上	30kW	平成28年3月	○
30	中央図書館屋上	10kW	平成29年1月	○
31	クリーンセンター屋上	10kW	平成29年3月	○
32	むさしのエコreゾート屋上	10kW	令和2年3月	○
	総容量	603.42kW		

※その他、公園の時計や交差点マーク等に、太陽光パネルのついたものを導入しています。

※子ども協会所有の建物である境こども園や北町保育園にも導入しています。

クリーンセンターで発生した蒸気を、市役所庁舎や総合体育館等で、冷暖房や温水プールの熱源として有効に利用しました。また、ごみ焼却処理の過程で発生した廃熱を利用して発電し、市役所庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンターに送電しました。

○蒸気送気量 (t)

年度	総合体育館等	市庁舎
29	3,950	1,315
30	4,554	1,213
元(31)	4,269	1,271
2	3,339	1,540
3	3,988	1,583

○電気送電量

(kWh)

年度	市庁舎	総合体育館	緑町コミュニティセンター	むさしの エコ re ゾート	市内小・中学校 (全18校)自己託送
29	2,514,970	1,908,780	34,460	-	-
30	2,528,570	2,067,760	34,430	-	-
元(31)	2,530,380	1,990,110	32,920	1,380	36,420
2	2,543,160	1,833,300	27,390	137,430	161,191
3	2,572,750	1,971,050	30,300	209,800	301,730

※平成29年度から新施設が本格稼働し、市役所庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンターに送電を開始している。

※令和元年度からは、新たにむさしの エコ re ゾートへの送電を開始している。

※令和元年度からは、市内小・中学校（全18校）へ自己託送制度を活用し、送電を開始している。

○電気発電量・売電量 (kWh)

年度	発電量	売電量
29	12,159,370	3,790,176
30	12,895,070	3,885,144
元(31)	13,595,670	4,310,076
2	13,292,300	4,264,464
3	13,353,760	3,678,178

※クリーンセンターでは、ごみ焼却処理の過程で発生した廃熱を利用して発電する他、ガスコーポレーションシステムや屋上に設置した太陽光発電、排水を利用した小水力発電で電気を生み出している。

<環境方針2> 廃棄物 ~ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します~

47	機密文書のリサイクルの推進	担当課	総務課
----	---------------	-----	-----

保存年限を経過した府内機密文書を一斉廃棄する際に、焼却処分するのではなく、機密を保持した上で再資源化を実施しました。

年度	29	30	元(31)	2	3
再資源化量(t)	13.98	16.06	16.29	18.12	17.37

48	電子申請の活用	担当課	情報管理課
----	---------	-----	-------

市民が行う手続きについて電子申請を活用することで、市役所までの移動にかかるエネルギーや紙の使用削減を図りました。

年 度	29	30	元(31)	2	3
活用事業数	25	48	61	53	115
申請件数	4,129	6,470	5,139	8,994	18,036

実績

担当課	活用事業数	合計申請件数
企画調整課	1	13
秘書広報課	1	3
総務課	1	54
産業振興課	1	674
緑のまち推進課	1	392
高齢者支援課	5	57
障害者福祉課	3	204
健康課	39	9,809
子ども子育て支援課	2	78
子ども育成課	2	291
児童青少年課	12	1,813
交通企画課	1	554
生涯学習スポーツ課	31	3,448
市民会館	14	390
図書館	1	256
計	115	18,036

49	備蓄食料の活用	担当課	防災課
----	---------	-----	-----

賞味期限まで1年以内となった備蓄食料を市で引き揚げ、随時実施される地域行事や防災訓練等で啓発品として配布しました。また、配布しきれない物品は畜産業の団体に引き取りを依頼し、家畜の餌としました。

(箱)

名称	引き揚げ総数	配布数	家畜飼料数	廃棄数
飲料水	1085	1085	0	0
クラッカー	443	275	168	0
おかゆ	20	20	0	0
アルファ米	775	492	283	0
パン缶	310	310	0	0
魚缶	1530	1472	0	58
アレルギー対応缶	60	60	0	0

50	一般廃棄物処理量の監視	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------	-----	---------

一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量・再資源化を推進するために、1ヶ月を単位に市内の一般廃棄物の量をクリーンセンター搬入量・資源化量・最終処分場搬入量等により把握し、排出・処理のフロー上で量的監視を行いました。また毎月、ごみ排出内訳・ごみ処理内訳及びフローを作成しました。

ごみ排出量・総資源化率・最終処分率

発生	年度	30	元(31)	2	3	
	排出量(t)	39,053	39,748	40,215	39,424	① =②+③
	ごみ収集量(t)	28,930	29,669	29,582	29,071	② =可燃、不燃、粗大、危険有害ごみの量
	資源収集量(t)	10,123	10,078	10,633	10,353	③ =資源収集(古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の量
	排出抑制量(t)	3,351	3,336	3,052	2,782	④ =資源収集(③)以外の方法で回収した資源物の量(拠点回収、集団回収等)

中間処理	ごみ処理量(t)	28,550	29,267	29,066	28,589	⑤ =焼却、破碎等ごみとして中間処理した量
	資源化量(t)	13,853	13,817	14,201	13,616	⑥ =資源収集、拠点回収、集団回収、不燃ごみ等に含まれる資源物等の量
	総資源化率(%)	32.66	32.07	32.82	32.26	⑥/(①+④)

最終処分	最終処分量(t)	2,771	2,876	2,761	2,763	⑦=焼却残灰の量
	最終処分率(%)	7.10	7.24	6.87	7.01	⑦/①

エコセメント化施設受入量(t)	2,671	2,876	2,761	2,763	焼却残灰のエコセメント化量
-----------------	-------	-------	-------	-------	---------------

51

ごみの排出状況の監視・指導

担当課

ごみ総合対策課

ごみ問題を解決するためには、ごみの発生の抑制と資源物の再資源化等、事業者や市民等の理解と協力に支えられるところが大きく、自分自身がごみの被害者であるとともに加害者でもあるという一人ひとりの意識改革が重要な課題です。市では、事業者や市民等が排出するごみの状況を監視・指導するため、市内全域を対象にパトロールを実施し、事業系ごみについては有料ごみ処理袋の開封調査・指導をし、家庭ごみにおいては分別指導を周知し、減量及び資源化の推進に努めました。

ごみ排出状況の監視・指導

家庭系ごみ排出箇所数	戸建住宅：約20,300箇所 集合住宅：約5,500箇所
事業系ごみ排出件数（※）	約4,900事業所
家庭系ごみ監視指導	506件（月平均：42.2件、日平均：1.4件）
事業系ごみ監視指導	16件（月平均：1.3件、日平均：0.1件）
不法投棄監視指導	255件（月平均：21.2件、日平均：0.7件）

※事業系ごみ排出件数とは、1日平均10kg以下の量を排出する市内事業所数です。

52

廃棄物の多量排出事業者への指導

担当課

ごみ総合対策課

事業系ごみの減量・再資源化を推進するため、多量の廃棄物を排出する事業者に、4月1日現在の廃棄物再利用計画書を提出してもらい、ごみ減量の取り組み、資源物分別方法について立入検査を実施しました。

計画書提出事業者

年度	29	30	元(31)	2	3
計画書提出事業者 (月平均10t以上の廃棄物を排出する事業所)	43件	43件	41件	41件	41件
計画書廃棄物排出量計(t)	11,343	12,040	11,923	11,632	10,022
計画書廃棄物資源化量計(t)	9,152	9,552	9,445	9,143	7,790
計画書資源化率平均(%)	81	79	79	79	78

53

資源回収団体や事業者への補助金交付

担当課

ごみ総合対策課

リサイクルシステムの確立とリサイクル活動の全市的展開を図るため、資源回収を行う住民団体等や事業者に対して、補助金を交付しました。

住民団体等に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	29	30	元(31)	2	3
団体数(団体)※1	190	188	189	189	188
補助金額(円)	29,808,140	29,058,360	27,730,660	25,282,980	18,766,560
資源回収量(kg)	2,904,814	2,830,236	2,697,266	2,452,698	2,347,850

資源回収事業者に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	29	30	元(31)	2	3
事業者数(事業者)※2	17	17	16	16	16
補助金額(円)	5,774,712	5,662,120	5,345,522	4,865,656	4,651,160
資源回収量(kg)	2,887,356	2,811,060	2,672,761	2,432,828	2,325,580

※1、※2 補助金は年2回(4月～9月期、10月～3月期)に分けて交付。団体数及び事業者数は10月～3月期の数。

54

剪定枝葉等の堆肥化

担当課

ごみ総合対策課

家庭から排出される剪定枝葉は従来焼却処理されていましたが、平成19年7月より戸別収集し、堆肥化・資源化を行っています。

年度	29	30	元(31)	2	3
回収量(t)	217.39	220.46	215.84	195.50	197.82
処理費用(円)	12,051,315	12,134,205	12,229,094	11,778,111	11,842,184

その他の落ち葉等のたい肥化については、原発事故以降国や都が生産を自粛することとしたため活動を中止していましたが、残置たい肥をバイオマス燃料としてすべてリサイクル処理し、たい肥置き場を空にしたこと、空間放射線量等の測定値が基準値以下を継続していることから、敷地内処理や閉所密閉管理の原則等、一定のルールの下でたい肥化を再開しました。

令和2年度から令和3年度にかけて6施設の生産実績がありました。堆肥を市民配布等する場合は、国の指導に基づき、東京都の出荷承認が必要であり、令和3年度は4か所が承認を得て配布を実施しました。

55

むさしのエコボ(不用品再利用掲示板事業)

担当課

ごみ総合対策課

不用になった品物をごみとして捨てるのではなく、「譲ります」「譲ってください」と市民から申し込まれた品物を市内施設や市のホームページに掲載し、市民同士の自主的な交渉で交換し合う「むさしのエコボ」(不用品再利用掲示板事業)を実施しました(平成23年3月より開始)。

むさしのエコボ利用状況

(件)

年度	29	30	元(31)	2	3
申込件数・譲ります	124	137	151	111	142
申込件数・譲ってください	13	12	92	5	5
交渉成立件数・譲ります	95	85	10	71	101
交渉成立件数・譲ってください	4	1	1	1	0

56

小型廃家電製品マテリアル回収

担当課

ごみ総合対策課

平成23年度から不燃・粗大ごみ処理施設にて処理する前に廃家電機器等をピックアップにより回収し、武藏野クリーンセンター内に開設した『都市鉱山開発事務所』で分解・選別を開始しました。電子レンジ、プリンター、掃除機等の廃家電機器等を分解し、電動機類、基板、コード類、ハードディスクを取り出しています。これらの取り出した部品は、平成25年4月より施行された小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)に基づく認定事業者に搬出し、適正なりサイクルにより、新たな資源やエネルギーとして生まれ変わります。

平成28年12月より新クリーンセンターへの移行(旧クリーンセンター解体工事開始)のため、令和元年10月まで分解・選別を一時休止し、新クリーンセンター建設事業完了(新管理棟完成)に伴い、令和元年11月より分解・選別を再開しています。

品目 年度	モーター①	モーター②	電源基板	コード類	金属複合物	除湿機・冷風機類	ハードディスク	携帯電話	携帯電話電池	鉛類	スマホ
29	-	-	-	-	-	-	-	140	350	170	0
30	-	-	-	-	-	-	-	260	1,110	240	350
元(31)	870	-	170	180	-	-	0	200	960	380	370
2	7,410	-	1,300	930	-	-	90	300	920	400	440
3	9,710	-	2,270	1,510	-	-	270	270	-	480	160

都市鉱山開発事務所分（モーター①、電源基板、コード類、金属複合物、ハードディスク）

不燃・粗大施設手選別分（モーター②、除湿機・冷風機類、携帯電話、携帯電話電池、鉛類、スマホ）

57	資源物の拠点回収	担当課	ごみ総合対策課
----	----------	-----	---------

資源物の分別収集とは別に、紙パック・廃食用油・小型家電について、コミュニティセンター等の協力を得て回収し資源化を行っています。

紙パック

回収量	回収枚数※	回収拠点
21,340kg	640,200枚	市役所・各市政センター・コミュニティセンター等 計21か所

※1kgあたり紙パック30枚で換算

廃食用油

回収量	回収重量※	回収拠点
-	-kg	令和2年度末をもって廃止

小型家電

回収重量	回収拠点
2122.3kg	市役所、むさしのエコreゾート、各市政センター、各コミュニティセンター（関前コミュニティセンターを除く）等 計20か所

58	放置自転車の再利用	担当課	交通企画課
----	-----------	-----	-------

引き取り手のない撤去自転車のうち、一定の保管期間を経たものは売却したほか、発展途上国に譲与しました。

放置自転車の海外譲与台数

年度	29	30	元(31)	2	3
海外譲与台数(台)※1	200	200	220	0	0
売却台数(台)※2	777	651	468	435	367

※1 令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により海外譲与は休止しています。

※2 売却した自転車は海外で再利用されています。

59	除籍図書のリサイクル	担当課	図書館
----	------------	-----	-----

各図書館に、除籍資料等をリサイクルするブックリサイクルコーナーを設け、常時リサイクル資料を無償で提供しました。

リサイクルの対象資料は、①保存年限が過ぎ、廃棄の対象となった雑誌、②時の経過につれて利用価値がなくなり保

存価値を失ったもの、③利用の少ない複本図書、④改版が入手されたもの等です。

除籍資料リサイクル提供数の推移

(単位：冊)

年度	中央図書館	吉祥寺図書館	武蔵野プレイス
29	6,292	3,100 ※1	9,233
30	6,826	4,040 ※2	9,982
元(31)	6,462	4,045	9,506
2 ※3	8,051	5,411	9,995
3	5,112 ※4	6,631	9,443

※1 吉祥寺図書館は9月1日よりリニューアル工事のため閉館しました。

※2 吉祥寺図書館は4月16日よりリニューアル開館のため、4月は実施しませんでした。

※3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月1日まで提供を停止しました。

※4 中央図書館は空調等工事のため、10月28日～30日、11月19日～12月5日、1月31日～2月1日は提供を停止しました。

<環境方針3> 自然環境～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

60

環境保全型農業用資器材購入補助制度

担当課

産業振興課

廃ビニールの排出量を抑制できる自然崩壊性マルチシートや、減農薬野菜等栽培のためのフェロモン剤等、環境保全に配慮した農業用資器材の購入に対し補助を行い、環境と調和した農業の推進を図りました。

補助金の交付実績

品名	数量	申請農家戸数(のべ数)	補助金(円)
有機質肥料	1,788	65	665,000
自然崩壊性マルチシート	41	14	157,000
フェロモン剤	1	1	6,000
寒冷紗	26	9	277,000
光分解テープ	36	16	22,000
防鳥網	4	1	3,000

61

緑化推進における支援と指導

担当課

緑のまち推進課

○苗木の配布

誕生記念樹：子どもの誕生を祝し記念樹を配付（年4回、4・7・10・1月に配付）

新築記念樹：新築の機会に合わせて記念樹を配付（年4回、6・9・12・3月に配付）

一般配布：民間のみどりを育むことを目的に苗木を配布（例年3月）

年度	誕生記念樹		新築記念樹	一般配布	配付樹種 (新築記念樹と 一般配布共通)
	配付数(本)	配付樹種	配付数(本)	配布数(本)	
29	493	ジューングリーンベリー、ブルーベリー、ベンジャミン、ユスラウメ、オリーブ、パキラ	67	43	ハナミズキ、シマトネリコ、ヒメシャラ、モミジ、コブシ
30	462		61	47	
元(31)	487		80	中止※	
2	430		57	47	
3	507		74	45	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

○保存樹林等の所有者に対する補助金交付

保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定及び維持管理のための補助金を交付しました。

補助金の交付実績

	件 数 (件)	内 訳	補助金交付額 (円)
保存樹林	4	7,018m ²	618,000
保存樹木	172	844 本	4,761,000
保存生垣	148	4,514m	1,327,200

○接道部緑化助成

緑被率・緑視率（目に映る緑の量）の増加を目的に、道路に接する部分の緑化に対して助成を行いました。

年度	植 栽					緑化に伴うブロック 塀等取壊し (m ³)
	生垣 (m)	高木 (本)	中木 (本)	低木 (本)	地被類 (m ³)	
29	34	19	40	127	15	0
30	25	0	4	15	2	66
元 (31)	0	9	23	48	27	0
2	8	9	9	37	28	0
3	20	1	6	49	0	0

○建築行為に対する緑化指導

敷地面積 200 m²以上の建築計画に対し緑化計画の指導を行いました。

年度	緑化計画書提出件数 (件)
29	90
30	73
元 (31)	66
2	63
3	73

○壁面・屋上緑化の推進

これまで、地上部を重視した緑化を推進してきましたが、駅周辺の商業地域では地上部での緑の確保が難しくなっています。このため、中高層建築物等の建築時におけるまちづくり条例の協議の際には、壁面・屋上緑化について提案や指導を進めています。

まちづくり条例の協議の実績

年度	29	30	元 (31)	2	3
件数	36	33	26	22	29

62	緑を支える市民活動への支援	担当課	緑のまち推進課
----	---------------	-----	---------

○緑ボランティア団体に対する助成事業

市立公園等を拠点とした緑の保全、緑化推進、公園維持等を行うボランティア団体に対し、活動経費の一部を助成しました。

年度	助成団体数	助成金額(円)
29	24	3,123,000
30	24	3,219,000
元 (31)	23	2,997,000
2	23	2,722,000
3	26	3,366,000

○各団体によるイベント

協定団体が行う地域ふれあい事業を共催し支援しています。

団体名	事業名	実施日	場所	内容
M's Garden みどりの食いしん坊	オープンガーデン	令和3年5月22日	緑の創作園	※中止
もりもり森クラブ	秋の収穫祭	令和3年10月24日	市民の森公園	※中止
コミュニティファーム	夏まつり	令和3年6月19日	農業ふれあい公園	※中止

団体名	事業名	実施日	場所	内容
コミュニティファーム	秋の収穫体験会	令和3年10月30日	農業ふれあい公園	農作物無料収穫体験 ※縮小

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。

○市民ボランティア活動による民有地の緑を保全する仕組みづくり

市民のボランティア活動によって、民有地の緑を保全する仕組みづくりを目指し、平成27年度から3年間のモデル事業として、刈り込みの基本的知識や技術を習得する講座及び実習を実施しました。モデル事業終了後、ボランティアの皆様と話し合い、今後の進め方を検討し、令和元年度からは、習得した知識や技術を生かし、市立公園等の樹木の維持管理作業を行いました。

年度	場所	実績（回数、主な内容）
元（31）	市立公園4か所	4回、生垣の刈り込みなど
2	市立公園6か所、公共施設1か所	7回、生垣の刈り込みなど
3	市立公園6か所、公共施設2か所	9回、生垣の刈り込みなど

63	公園緑地等の整備	担当課	緑のまち推進課
----	----------	-----	---------

「武蔵野市緑の基本計画2019」に定める個別施策「公園緑地などの機能と維持管理の充実」に基づき、計画的に公園・緑地を整備・拡充しています。また、公園緑地の有するポテンシャルを発揮するため、公園のリニューアルを実施しています。令和3年度はさかい西公園等のリニューアル等を行いました。

年度	箇所数	面積（m ² ）
29	187	234,819
30	186	234,752
元（31）	184	233,152
2	184	233,712
3	183	233,532

まちの景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等を目的として、道路緑化を進めてきました。

年度	街路樹（本）	グリーンベルト（m）
29	2,498	16,170
30	2,478	15,184
元（31）	2,498	16,172
2	2,501	16,358
3	2,501	16,365

64	水辺環境の整備	担当課	緑のまち推進課
----	---------	-----	---------

○仙川

武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）に基づき、市内の仙川を4つのゾーン（自然生態系復活ゾーン・親水ゾーン・川の道ゾーン・水辺景観形成ゾーン）に分け、その特徴に合わせた整備をすることとしています。令和元年度に、「仙川水辺環境整備基本計画の評価と今後の方向性について」とりまとめを行いました。今後の方向性として、未整備区間にについては、様々な課題があることから事業を休止することとし、整備済み区間の生物環境の維持等、良好な水辺環境として保全していきます。

○千川上水

千川上水整備基本計画に基づき、水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれるように、千川上水の整備を実施しています。

年度	区間	延長	内容
29	西北浦橋～北裏橋	230m	擬木柵、視点場設置等
30	更新橋～西北浦橋	220m	擬木柵、視点場設置、植栽整理等
元(31)	擬木無名橋～更新橋	380m	擬木柵、遊歩道整備、視点場設置、植栽整理等
2	三郡橋～擬木無名橋	210m	擬木柵、遊歩道整備、視点場設置、植栽整理等
3	-	-	-

○玉川上水

玉川上水と緑道の良好な環境を、憩いの空間及び多様な生物の生息空間として今後も保全・充実していくために、都や周辺自治体と情報交換や連絡調整を密に行ってています。また、史跡玉川上水整備活用計画に基づき、保存管理、整備活用、管理・運営等に協力をしています。

65	多摩の森林整備	担当課	緑のまち推進課
----	---------	-----	---------

森林の持つ公益的機能を享受してきた都市が、荒廃の恐れのある多摩地域の森林を保全すること、また森林資源を活用して市民の森林に対する理解を深め、自然環境への関心を高めることを目的として、東京の森林の保全と活用を行っています。

活動実績

森林名	内容
二俣尾・武蔵野市民の森 (協定区域 9.86ha)	森林整備：枝打、歩道刈払、桟橋の架設・架け替え 啓発事業：森の市民講座（年2回実施）、森林整備啓発事業（年2回実施） 協議会の書面開催（年1回実施）、啓発動画制作
奥多摩・武蔵野の森 (整備区域 3.35ha)	歩道改修・刈払い、見回り管理、運営協議会のオンライン開催（年1回実施）、現地視察（年1回実施）、植生調査、動物生態調査、啓発動画制作

66	学校緑化の支援	担当課	教育企画課
----	---------	-----	-------

学校の自主的な緑化の取り組みを支援することで、学校内の涼環境創出、児童・生徒への環境教育、市民の緑化に対する意識の向上、ヒートアイランド現象の緩和を目指しました。

第一小学校（芝生化面積235m²）、第三小学校（芝生化面積455m²）、境南小学校（芝生化面積158m²）、第三中学校（芝生化面積504m²）において、昨年度に引き続き、芝生の維持管理を実施しました。また、昨年度に引き続き大野田小学校、千川小学校において校舎屋上の緑化、桜野小学校において校庭壁面の緑化を実施しました。

<環境方針4> 都市環境～環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します～

67	公共施設の建築・工事における環境配慮	担当課	施設課、下水道課、緑のまち推進課、交通企画課、道路管理課、水道部工務課
----	--------------------	-----	-------------------------------------

市の関連施設の建築・工事のうち、一定規模（契約金額130万円以上）の建築・工事については、下記の「環境配慮事項」の中から、実施可能なものを導入し、環境への配慮を行いました。

環境配慮事項

①緑化及び生態系の保護	⑥再生資源の利用
②公害の防止	⑦施設等の長期利用
③省資源、省エネルギー	⑧良好な景観の確保
④新エネルギー等の利用	⑨地球環境の保全
⑤雨水の利用	⑩耐震性の確保

該当課	一件130万円以上の工事件数	環境に配慮した件数									
		①緑化及び生態系の保護	②公害の防止	③省資源、省エネルギー	④新エネルギー等の利用	⑤雨水の利用	⑥再生資源の利用	⑦施設等の長期利用	⑧良好な景観の確保	⑨地球環境の保全	⑩耐震性の確保
施設課	53	-	-	11	1	-	51	1	-	-	1
下水道課	13	-	13	-	-	1	11	4	=	13	4
緑のまち推進課	12	-	12	-	-	-	3	-	1	2	-
交通企画課	12	-	12	-	-	6	10	-	-	12	-
道路管理課	26	3	26	-	-	-	26	-	-	-	-
水道部工務課	15	-	-	-	-	-	-	5	-	-	10

1件の中で複数の環境配慮項目が該当する工事案件があるため、①～⑩の合計値と工事件数は必ずしも一致しない。

68	違法広告物のパトロール・撤去、落書きの消去	担当課	環境政策課
----	-----------------------	-----	-------

○屋外広告物の指導

無秩序に出された屋外広告物は、まちの良好な景観を損なうため、申請受付事務や苦情相談対応を通じて業者への指導を行いました。また市内の屋外広告物の状況をパトロールし、違反となっているはり紙・はり札・立看板等の撤去を行いました。

屋外広告物の許可申請受理

種別	29		30		元(31)		2		3		
	件数	基数	件数	基数	件数	基数	件数	基数	件数	基数	
市 許 可 分	広告板・塔	109	419	129	545	103	455	111	598	111	499
	はり紙・はり札	1		-		1		-		-	
	広告幕	15		14		2		-		1	
	アドバルーン・立看板等	7		1		-		-		-	
	計	132	419	144	545	106	455	111	598	112	499
都 許 可 分	広告塔	12	13	11	11	11	12	7	7	11	12
	広告板	88	157	100	217	84	157	99	215	95	195
	計	100	170	111	228	95	169	106	222	106	207

違反広告物の処理状況

年度	29	30	元(31)	2	3
はり紙・はり札(件)	8,857	7,061	8,440	4,389	6,085
立看板(件)	2	0	0	0	1
計	8,859	7,061	8,440	4,389	6,086

○落書き消去等

まちの環境美化のため、職員が市内をパトロールし、公共物への落書きを消去しました。

年度	29	30	元(31)	2	3
公共物の落書き消去件数(電柱、標識、案内板等)	43	165	150	359	206

69	あき地の適正管理	担当課	環境政策課
----	----------	-----	-------

あき地の適正管理のため、市内調査及びあき地所有者への除草等の依頼を行いました。

令和3年度 あき地の適正管理通知件数 17件

あき地把握件数(令和4年度以降、あき地調査は4年に1回実施予定。)

年度	29	30	元(31)	2
あき地把握件数	81	219	259	261

70	三駅周辺清掃の実施	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------	-----	---------

市の玄関口ともいえる吉祥寺駅・三鷹駅北口・武蔵境駅周辺について、日曜日・祝日を除く毎日、清掃活動を実施することで、安全で清潔な美しいまちづくりに取り組みました。

駅周辺清掃

名 称	場 所	内 容
駅周辺清掃	吉祥寺駅周辺 三鷹駅北口周辺 武蔵境駅周辺	日曜日、祝日及び1月2日、3日を除く 毎日1回(各駅前広場は1日2回)

71	市内美化の推進	担当課	ごみ総合対策課
----	---------	-----	---------

○朝一番隊事業

令和2年度末をもって事業終了

○市内一斉清掃の実施

ごみの散乱防止・地域環境美化の意識の普及・高揚を図るために、11月の最終日曜日に市内全域で、市民・事業者・団体等と協力しながら清掃を実施しています。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

※「ごみゼロデー」は令和2年度をもって「市内一斉清掃」と事業を統合しました。

72	迷惑喫煙、ポイ捨て防止の推進	担当課	ごみ総合対策課
----	----------------	-----	---------

路上禁煙地区内での迷惑喫煙を防止することを目的にマナー推進員2名が1チームとなり、当該地区内を巡回し、路上禁煙地区的周知と、喫煙している人に対しては中止要請を行っています。また路上には、路上喫煙禁止シールやポイ捨て禁止シールを貼付し、さらに三鷹駅北口地区、武蔵境駅地区の各商店街の街路灯にマナー啓発フラッグを掲示することによって、マナー啓発を行っています。

令和2年4月の改正健康増進法と都の受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、受動喫煙を防止するとともに街の環境美化を図るため、三鷹駅北口に閉鎖型の喫煙所（喫煙トレーラーハウス）を設置し、令和2年7月から利用開始しました。吉祥寺駅と武蔵境駅周辺についても、令和3年4月から同様の閉鎖型喫煙所の利用を開始しています。

来街者の多い吉祥寺駅周辺の店舗においては、閉鎖型喫煙所を案内するためのチラシを作成しました。次年度以降随時配布していきます。

73	まちづくり条例に基づく開発指導	担当課	まちづくり推進課
----	-----------------	-----	----------

事業主が開発行為または中高層建築物の建築を行う際、「武蔵野市まちづくり条例」に基づき、①中高層建築物（高さ10mを超える等）、②特定集合住宅（15戸以上）、③集客施設（500m²以上）、④開発行為等の開発事業に対して、事業区域内の緑化の推進や保全、公園・公共用地の確保、駐輪施設、清掃施設の設置等、居住環境に配慮した事業計画となるよう指導及び誘導を行いました。

各種届出（「武蔵野市まちづくり条例」に基づく）

年度	29	30	元(31)	2	3
大規模土地取引の手続き（件）	1	0	1	1	0
大規模開発事業（件）	12	5	0	3	7
一般開発事業（件）	24	25	21	19	22

74	吉祥寺駅周辺の荷さばき対策	担当課	吉祥寺まちづくり事務所
----	---------------	-----	-------------

吉祥寺のまちづくりの一環として、地元商業者、運送・駐車場事業者、行政などの関係者と連携し、荷さばきルールの啓発、共同集配事業、荷さばきカード事業などの荷さばき対策に取り組んでいます。

荷さばきルール徹底週間の実施（平成22年から開始）

期 間	内 容	
	各運送事業者や各店舗に対し、荷さばきルールの呼びかけ、荷さばき対策への参加要請などをを行い、荷さばき対策の必要性やルールの徹底をPRした。	
第23回 令和3年6月14日～18日		
第24回 令和3年11月15日～19日		

75

自転車駐車場の整備及び利用体系の見直し

担当課

交通企画課

自転車は環境にやさしい乗り物であり、その駐車スペースを確保し、また、必要な方が必要な時に利用できるよう、自転車駐車場を利用しやすい環境を作るとともに、自転車の放置防止を進めるため、令和3年4月から自転車駐車場の利用方法などを一体的に変更しました。

市内3駅周辺自転車駐車場 収容台数（台）（令和3年度末現在）

	吉祥寺駅	三鷹駅北口	武蔵境駅	合 計
定期利用	6,444	2,556	4,814	13,814
一時利用	4,893	4,163	3,859	12,915
合 計	11,337	6,719	8,673	26,729

76

放置自転車の撤去

担当課

交通企画課

環境保全と、快適な歩行空間確保のため、放置自転車の撤去を行いました。（原付の撤去台数は除く）

年度	29	30	元 (31)	2	3
撤去日数（日）	726	810	808	709	727
撤去台数（台）	3,370	3,386	2,885	1,860	1,703

77

ムーバスの運行

担当課

交通企画課

自家用車から、ムーバス等公共交通機関への乗り換えを促すことにより、交通渋滞を緩和し、排気ガスの削減を目指しました。

ムーバス乗客数

(単位：人)

年度	1号路線 (吉祥寺東循環)	2号路線 (吉祥寺北西循環)	3号路線 (境南東循環)	4号路線 (境南西循環)	5号路線 (三鷹駅北西循環)	6号路線 (境西循環)	7号路線 (境・三鷹循環)
29	393,082	632,597	200,357	237,868	273,919	278,774	213,708
30	396,110	628,663	208,647	250,771	289,585	299,126	229,088
元(31)	381,187	602,739	225,849	218,755	273,946	288,568	213,718
2	233,407	423,319	130,347	164,208	178,539	169,666	136,573
3	239,449	468,806	130,639	190,713	177,903	190,744	147,045
							195,055
							103,265

78

パーク・アンド・バスライドシステム

担当課

交通企画課

自家用車等での吉祥寺駅周辺部への乗り入れを抑制することにより、総乗り入れ台数の軽減と、駐車場探しで回遊する車の交通渋滞と排気ガス放出を緩和します。

ムーパーク利用台数（ムーバス 6号路線三鷹・吉祥寺循環 6番武蔵野税務署南バス停隣接 収容台数38台）

年度	29	30	元 (31)	2	3
利用台数（台）	17,407	16,857	17,094	17,326	20,477
1日当たり利用台数（台）	47.7	46.2	46.7	47.5	56.1

79	駐車場案内・誘導システム	担当課	交通企画課
----	--------------	-----	-------

吉祥寺駅周辺の駐車場の満空情報を、インターネット等を通してリアルタイムで提供し、空き駐車場に適切に誘導することにより、駐車場探しや順番待ちを緩和して交通を円滑化し、排気ガスの排出抑制を図りました。

情報提供駐車場	車両		バイク	
	5場	679台	2場	23台

80	電線類の地中化の推進	担当課	交通企画課
----	------------	-----	-------

電線類の地中化により、歩行空間を確保し、バリアフリー化・防災対策等に対応した良好な道路景観の創出を目指しました。令和3年度は、市道第16号線の電線共同溝整備、第17号線、第85号線の電線類の地中化に関する調査・設計等を行いました。

81	生活道路の整備	担当課	交通企画課
----	---------	-----	-------

生活道路等の整備により、歩行環境の向上を図りました。
令和3年度は、2路線（施工延長101.5m）について工事を実施しました。

82	歩道の整備	担当課	交通企画課
----	-------	-----	-------

歩道を改修して、透水性舗装を施工しました。
令和3年度は、4路線（歩道面積694m²）について工事を実施しました。

83	空き家の適正管理	担当課	住宅対策課
----	----------	-----	-------

空き家の適正管理のため、市内実態調査及び樹木繁茂による道路への越境解消等の依頼を行いました。平成29年度に市内全域の空き家実態調査を行いました。

平成29年度空き家把握件数376件（戸建住宅295件、集合住宅（全室空室）81件）

年度	30	元(31)	2	3
相談件数(件)	85	55	45	65
空き家の適正管理通知件数(件)	52	32	32	37

84	既存住宅の耐震性能向上施策	担当課	住宅対策課
----	---------------	-----	-------

既存住宅の耐震性向上は、耐用年数を延伸させ、エネルギー・資源の有効活用、廃棄物削減や自然環境の保全等につながります。耐震診断及び耐震改修を対象とした助成制度や耐震アドバイザー派遣により、耐震診断・改修を促進し、既存住宅の耐震性能の向上を図りました。

耐震助成件数

年度	診断助成件数	改修助成件数
29	12件（木造10/非木造0/マンション2）	48件（木造44/非木造4/マンション0）
30	8件（木造6/非木造1/マンション1）	43件（木造39/非木造4/マンション0）

年度	診断助成件数	改修助成件数
元 (31)	4 件 (木造 2/非木造 1/マンション 1)	9 件 (木造 8/非木造 0/マンション 1)
2	7 件 (木造 2/非木造 3/マンション 2)	5 件 (木造 5/非木造 0/マンション 0)
3	9 件 (木造 7/非木造 0/マンション 2)	8 件 (木造 6/非木造 0/マンション 2)

耐震アドバイザー派遣事業

派遣件数	受付期間
66 件(相談 : 非木造 13/マンション 2、簡易診断 : 木造 29/非木造 4/マンション 1、安心パック : 木造 17)	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
75 件(相談 : 非木造 11/マンション 1、簡易診断 : 木造 40/非木造 4/マンション 0、安心パック : 木造 19)	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
48 件(相談 : 非木造 7/マンション 2、簡易診断 : 木造 27/非木造 3/マンション 0、安心パック : 木造 9)	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
37 件(相談 : 非木造 1/マンション 0、簡易診断 : 木造 28/非木造 1/マンション 2、安心パック : 木造 5)	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
32 件 (相談 : 木造 1/非木造 2/マンション 0、簡易診断 : 木造 19/非木造 2、マンション 0、安心パック : 木造 8)	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

※安心パックとは、耐震診断、補強計画、工事費概算費用算出をまとめて行う事業のこと。

85	舗装の補修	担当課	道路管理課
----	-------	-----	-------

劣化の進んだ舗装を調査し、順次補修しました。

年度	29	30	元 (31)	2	3
件数 (件)	48	34	25	36	27
面積 (m ²)	4,387	5,186	4,274	4,816	4,138

86	狭あい道路の拡幅整備	担当課	道路管理課
----	------------	-----	-------

建築確認行政と連携し、建築行為を行う際に建築主の協力を得て、4 m未満の「狭あい道路」を拡幅整備し、日照・通風・採光・居住空間等の生活環境の向上と、災害・緊急時の地域の防災機能の向上を図りました。

狭あい道路拡幅整備 協議及び拡幅整備

年度	協議件数	整備件数	整備延長 (m)
29	194	141	1,864
30	201	148	2,092
元 (31)	174	172	2,330
2	165	128	1,789
3	161	116	1,595

87	公共用地取得後の適正管理	担当課	用地課
----	--------------	-----	-----

武藏野市土地開発公社が取得した公共用地の適正管理のため、ごみの収集及び除草の依頼を行いました。

年度	29	30	元 (31)	2	3
ごみ収集処理 (回)	24	24	24	24	39
除草依頼 (※) (件)	8	3	4	8	6

※枝等の剪定も含む。

A. 大気汚染の概要

本市は、東京都23区に隣接して位置し、市内には大規模な工場はほとんど存在せず、また道路も国道等の主要幹線道路は通っていません。しかし、東京湾岸の工業地帯や都心への交通の集中等による影響を受け、昭和30年代の後半から大気の環境は悪化しました。また、昭和40年代半ばからは、光化学スモッグが発生し、被害が多発しました。

昭和40年代後半、ようやく公害対策基本法を中心とした法体系が整備され、大規模な工場に起因する二酸化硫黄等の汚染は改善され、産業公害は沈静化しました。しかし、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントに関しては、環境基準の未達成の状況が続いています。主な要因は、自動車排気ガスや事業所等から発生する炭化水素系の化合物（揮発性有機化合物・VOC）です。

環境問題は複雑化かつ広域化しており、二酸化炭素等の温室効果ガスによる温暖化や酸性雨、フロンガスによるオゾン層の破壊等、地球規模での大気汚染が進行しています。

その他、大気汚染問題の動向として、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが、平成13年にはジクロロメタンが、有害大気汚染物質に指定され、これらを使用する施設に対して排出抑制基準が定められました。また、平成11年には、ダイオキシン類対策特別措置法が公布され、廃棄物焼却炉等の発生源に対する規制が定められ、環境基準の設定、総量規制等、対策の充実強化が図されました。

また、石綿（アスベスト）による健康被害がクローズアップされ、平成18年3月からは、大気汚染防止法に係る、特定粉じん排出等作業実施の届出等が改正され、平成26年には解体工事等に際し事前調査等が義務づけられる等、飛散防止対策が強化されています。

さらに、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成21年に環境基準値が定められ、都環境局による常時監視体制の整備が図られています。

B. 大気の汚染物質

大気中に排出される主な汚染物質は、以下のとおりです。

汚染物質名	説明
硫黄酸化物 (SO _x)	重油等の燃料中に含まれる硫黄分が燃えて発生します。代表的なものは二酸化硫黄(SO ₂)で、無色、刺激性が強く、慢性気管支炎等、呼吸器系疾患を引き起こします。
一酸化炭素 (CO)	燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭のガスで、主に自動車から排出されます。吸い込むと血液中で酸素を運ぶヘモグロビンと結びつくため酸素欠乏を起こし、頭痛、吐き気、めまい、全身倦怠等の症状があらわれます。
炭化水素 (HC)	自動車や燃料、有機溶剤を取り扱う事業所等から排出されます。炭化水素にはいろいろな種類がありますが、窒素酸化物(NO _x)とともに、光化学スモッグの原因物質とされています。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に長期間浮いている微粒子で、気道や肺に入り込む大きさ10マイクロメーター(1マイクロメーター=1/1000mm)以下のものです。視程を阻害する原因となるほか、他の汚染物質と結びついて呼吸器系の疾患を引き起こします。
窒素酸化物 (NO _x)	自動車や工場、事業所、家庭での燃料の燃焼により、燃料中の窒素分や、空気中の窒素が酸化されて発生します。発生時のほとんどは無色無臭の一酸化窒素(NO)ですが、これが空气中で酸化されてできる二酸化窒素(NO ₂)は、赤褐色で刺激臭をもち、慢性気管支炎や肺気腫を引き起こします。
光化学オキシダント (O _x)	大気中の炭化水素と窒素酸化物が、太陽光線を受けて反応してできる汚染物質の総称で、目やのどを刺激し、植物にも被害を及ぼす光化学スモッグを引き起こします。

C. 大気環境の評価

a. 大気の汚染に係る環境基準

大気については、次の汚染物質について環境基準が定められています。本市ではそのうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて常時測定を行っています。

物質名	環境上の条件	評価の仕方
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価 長期的評価
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価 長期的評価
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価 長期的評価
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	長期的評価
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	短期的評価
ダイオキシン類	1年平均値が0.6ピコグラム(pg-TEQ/m ³)以下であること。	長期的評価
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期的評価

※ppm…百万分の一（気体の場合、1m³中に1cm³含まれる濃度）を指す。

b. 環境基準とは

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境上の条件として、現在、大気の汚染のほか、水質の汚濁、騒音、土壤の汚染についてそれぞれ定められています。

環境基準は、受容の限度あるいは許容限度ではなく、環境改善あるいは環境維持のための行政上の目標としての基準とされています。

一方、工場や事業所を設置している者等が、公害防止上守らなければならないものとして、規制基準や排出基準等があります。

c. 環境基準の評価

大気の環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。一般に、健康に慢性影響を及ぼす物質については長期的評価、急性影響を及ぼす物質については短期的評価が主に用いられます。

長期的評価	年間の測定値のうち、一定の値について、環境基準と比較して評価を行います。
短期的評価	測定を行った日についての1日平均値、各1時間値等を環境基準と比較して評価を行います。

(長期的評価)

物質名	評価方法
二酸化硫黄(SO ₂)	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合には、7日分の測定値）を除外した後の最高値である「2%除外値」を、環境基準と比較して評価します。
一酸化炭素(CO)	ただし、環境基準を超える日が2日以上連続する場合には不適合と評価します。
浮遊粒子状物質(SPM)	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する「98%値」を、環境基準と比較して評価します。
二酸化窒素(NO ₂)	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する「98%値」を、環境基準と比較して評価します。

市役所西棟2階に大気汚染自動測定機を設置し、環境基準に定められた5物質のほか、気象条件等を常時測定しました。

	二酸化硫黄 (ppm)			一酸化炭素 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)			二酸化窒素 (ppm)			オキシダント (ppm)		
月	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
R3. 4	0.001	0.000	0.000	0.2	0.0	0.1	0.026	0.004	0.010	0.016	0.003	0.009	0.050	0.013	0.035
5	0.001	0.000	0.000	0.3	0.0	0.1	0.016	0.004	0.009	0.017	0.003	0.008	0.063	0.012	0.041
6	0.001	0.000	0.000	0.2	0.0	0.1	0.017	0.005	0.009	0.013	0.003	0.007	0.076	0.021	0.044
7	0.001	0.000	0.000	0.2	0.0	0.1	0.028	0.006	0.013	0.016	0.004	0.008	0.050	0.013	0.028
8	0.001	0.000	0.000	0.2	0.0	0.1	0.024	0.002	0.011	0.012	0.003	0.006	0.069	0.011	0.030
9	0.001	0.000	0.000	0.3	0.0	0.1	0.017	0.004	0.009	0.014	0.003	0.008	0.045	0.020	0.032
10	0.001	0.000	0.000	0.3	0.1	0.2	0.017	0.003	0.008	0.019	0.004	0.010	0.033	0.010	0.022
11	0.001	0.000	0.000	0.4	0.1	0.2	0.016	0.004	0.009	0.029	0.006	0.015	0.033	0.004	0.021
12	0.001	0.000	0.000	0.4	0.1	0.2	0.019	0.002	0.009	0.034	0.003	0.017	0.028	0.007	0.019
R4. 1	0.001	0.000	0.000	0.3	0.1	0.2	0.017	0.003	0.007	0.027	0.004	0.014	0.033	0.017	0.026
2	0.001	0.000	0.000	0.3	0.1	0.2	0.017	0.004	0.008	0.028	0.005	0.014	0.038	0.017	0.029
3	0.001	0.000	0.000	0.3	0.1	0.2	0.024	0.004	0.011	0.019	0.003	0.011	0.056	0.022	0.038
長期的評価値	0.001 (2%除外値)			0.3 (2%除外値)			0.020 (2%除外値)			0.027 (98%値)					

※平均値…日平均の月平均値

D. これまでの大気環境

a. 長期的評価による環境基準適合状況

年度	二酸化硫黄SO ₂		浮遊粒子状物質			二酸化窒素		
	評価値(ppm)	評価	評価値 (mg/m ³)	評価	評価値(ppm)	評価	評価値(ppm)	評価
29	0.002	◎	0.030	◎	0.037	◎		
30	0.002	◎	0.035	◎	0.029	◎		
元(31)	0.003	◎	0.034	◎	0.027	◎		
2	0.001	◎	0.037	◎	0.031	◎		
3	0.001	◎	0.020	◎	0.027	◎		

※◎は適合、×は不適合

※SO₂、SPM、NO₂は、一般的に長期的評価により評価されます。

b. 短期的評価による環境基準適合状況

物質名	一酸化炭素					光化学オキシダント						光化学スマッジ注意報発令回数
	環境基準	1時間値の1日平均値が10ppmを超えた日数	割合(%)	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数	割合(%)	評価	1時間値が0.06ppmを超えた時間数	割合(%)	1時間値が0.12ppmを超えた日数	割合(%)	評価	
29	0	0	0	0	◎	332	3.8	1	0.3	×	0.167	2
30	0	0	0	0	◎	373	4.3	1	0.3	×	0.121	5
元(31)	0	0	0	0	◎	266	3.0	2	0.5	×	0.122	5
2	0	0	0	0	◎	211	3.9	0	0	×	0.117	2
3	0	0	0	0	◎	247	4.5	2	0.5	×	0.076	3

※◎は適合、×は不適合

※一酸化炭素と光化学オキシダントは、一般的に短期的評価により評価されます。

E. 光化学スモッグ

大気汚染に伴う現象のひとつに光化学スモッグがあります。光化学スモッグは、自動車や工場等から大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素等の汚染物質が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、その結果、光化学オキシダント等が高い濃度で発生する現象です。目がチカチカする、喉が痛む等の症状を起こすほか、植物の葉が枯れる等の被害をもたらします。

光化学スモッグは、天気、気温、風速等の気象条件によって左右されることが多く、特に晴れた風の弱い日や、もやのかかったような視界の悪い日に発生しやすくなっています。

光化学スモッグに対処するため、東京都より下表に示す基準が設けられ、緊急時における住民への注意喚起と、工場・事業場との協力体制がとられています。

光化学スモッグの緊急時発令基準及び措置

段階	発令の基準	措置		
		緊急時協力工場	自動車等	一般
予報	高濃度汚染が予想される時(気象条件から)	燃料使用量の削減協力要請	不要不急の自動車等を使用しないよう協力要請	①ばい煙排出者に対し自主規制を協力要請
注意報	オキシダント濃度0.12ppm以上で継続	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	①の他、 ②屋外になるべく出ない ③屋外運動はさし控える ④被害にあった時は保健所に届け出る旨協力要請
警報	オキシダント濃度0.24ppm以上で継続	通常の燃料使用量より40%以上削減勧告	都公安委員会に対し、措置をとるべき要請	
重大緊急報	オキシダント濃度0.40ppm以上で継続	通常の燃料使用量より40%以上削減命令		
学校情報	オキシダント濃度が0.10ppm以上			上記②～④について周知

多摩北部地区における光化学スモッグ注意報年・月別発令回数

多摩北部地区=武蔵野・小平・東村山・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・西東京

年度 月	29	30	元 (31)	2	3
4月	0	0	0	0	0
5月	0	0	2	0	0
6月	0	0	0	0	1
7月	2	2	0	0	1
8月	0	3	2	2	1
9月	0	0	1	0	0
10月	0	0	0	0	0
合計	2	5	5	2	3

F. 微小粒子状物質(PM2.5)調査

a. 微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子です。ばい煙等の人為起源と黄砂や植物等の自然起源があります。肺の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器疾患等の影響が懸念されています。

b. 基準値及び指針値

環境基準	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 1年平均値を環境基準と比較及び1日平均値については、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較し両方を満足した場合に達成と評価。
注意喚起のための暫定指針値	健康に影響が出る可能性が高くなる濃度基準であり、1日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$

c. 東京都の調査結果

東京都は、平成23年度より微小粒子状物質の測定を行っています。測定を開始してから注意喚起のための暫定指針値である1日平均 $70\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日はありません。

測定結果					単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$
年 度	29	30	元 (31)	2	3
年平均値	11.6	12.1	9.5	9.4	R4.7 現在未発表
98%値	28.3	28.0	21.6	23.8	R4.7 現在未発表
環境基準達成状況	◎	◎	◎	◎	R4.7 現在未発表

※ 98%値は、東京都環境局発行「大気汚染常時測定結果のまとめ」武藏野市関前局の値

G. アスベスト調査

大気中のアスベスト濃度を毎年調査しています。昨今、取扱者や作業者、工場周辺住民への被害が顕在化し、関連法と解体時等の規制が強化されています（大気汚染防止法基準：敷地境界10本/L）。

大気中のアスベスト調査結果 単位：本/L

採取月日	R3. 5. 25	R3. 9. 22	R2. 11. 24	R4. 2. 22
石綿	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満

採取場所 市役所 百葉箱前

吸引時間4時間 吸引ガス量2,400L

89	工場・指定作業所・特定建設作業に関する届出受理・指導	担当課	環境政策課
----	----------------------------	-----	-------

工場、指定作業場の設置等の届出を受理し、同時に公害防止の取り組みに関して指導を行いました。

工場認可件数

設置申請	設置認可	設置未認可	設置取下げ	設置不認可	廃止申請
0	0	0	0	0	4
変更申請	変更認可	変更不認可	変更取下げ	現況届	職権廃止
1	1	0	0	0	0

※認可工場数=110

指定作業場関係届出書受理件数

種 别	設 置	変 更	承 繙	廃 止	計
自動車駐車場	2	1	1	2	6
ボイラーを有する事業場他	1	0	0	1	2
地下水揚水施設	0	0	0	0	0
洗濯施設を有する事業場	1	0	0	4	5
計	4	1	1	7	13

※指定作業場数=520

騒音規制法に基づく届出書受理件数

特 定 施 設	設 置 届	1
	変 更 届	0
	廃 止 届	2
特 定 建 設 作 業 実 施 届		82

※騒音規制法に基づく特定工場等の数=107

振動規制法に基づく届出書受理件数

特 定 施 設	設 置 届	0
	変 更 届	0
	廃 止 届	0
特 定 建 設 作 業 実 施 届		52

※振動規制法に基づく特定工場等の数=26

90	道路交通騒音・振動調査	担当課	環境政策課
----	-------------	-----	-------

A. 騒音・振動の概要

a. 騒音・振動とは

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称です。同じ音でも好ましくないという人もいれば、快く感じる人もいます。また同一の人でも、その時の心理状態や環境により感じ方も変わってきます。

騒音は、会話や睡眠を妨害する等の影響を与えるほか、不快感が増したり気分を不安定にする等、精神面での影響が大きいと考えられます。

一方、振動は、建設工事・大型車の通行・大型機械の稼働等による地盤の振動が建物に伝わることによって影響が発生します。騒音と同じように、建物の中にいる人に対する精神面への影響が主体となっています。

b. 騒音の大きさ

音の強弱は物理的な量として測定されますが、同じ強さの音でも音の高低によって、人の耳は感じ方が違います。このため騒音を測定する際の単位は、人の耳の感じ方に合わせて補正をした「騒音レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

c. 振動の大きさ

振動の大きさは、その振れ幅などで測定されますが、騒音の場合と同じように人体の感じ方に合うように補正された「振動レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

騒音のめやす

デシベル	目 安
120	飛行機のエンジンのそば
110	ヘリコプターのそば
100	電車が通るガード下
90	大声 犬の鳴き声
80	地下鉄の車内 ピアノの音
70	掃除機 騒々しい街頭
60	普通の会話 チャイム
50	静かな事務所 エアコン室外機
40	深夜の街 小鳥のさえずり 静かな住宅街
30	郊外の深夜 ささやき声
20	木の葉のふれあう音 蛍光灯

振動のめやす

デシベル	目 安
85～95	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。
75～85	棚にある食器類が、音をたてることがある。
65～75	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。
55～65	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。
55 以下	無感

出典 「騒音 - 振動基準集」(東京都環境局)

d. 環境基準等

環境基本法に基づき、騒音については環境基準が定められています。さらに都環境確保条例第136条では「日常生活等に適用する規制基準」を、騒音・振動それぞれに対して設けています。

日常生活等における騒音の規制基準 (敷地の境界における騒音の大きさ (デシベル))

時 間 別 区 域	朝	昼	夕	夜
	午前6時～午前8時	午前8時～午後7時	午後7時～午後11時	午後11時～翌午前6時
第1種低層住居専用地域	40	45	40	40
第2種低層住居専用地域、田園住居				
第1種中高層住居専用地域	45	50	45	45
第2種中高層住居専用地域				
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居				
近隣商業地域、商業地域	55	午前8時～午後8時	午後8時～午後11時	
準工業地域、工業地域		60	55	50

※学校・病院等の近接地は特例あり

日常生活等における振動の規制基準 (敷地の境界における振動の大きさ (デシベル))

時 間 別 区 域	昼 間	夜 間
	午前8時～午後7時	午後7時～翌日午前8時
第1種低層住居専用地域		
第2種低層住居専用地域、田園住居		
第1種中高層住居専用地域	60	55
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居		
近隣商業地域、商業地域	午前8時～午後8時	午後8時～翌日午前8時
準工業地域、工業地域	65	60

※学校・病院等の近接地は特例あり

自動車騒音要請限度

単位: デシベル

区域の区分	当てはめ地域	車 線 等	時 間 の 区 分	
			昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌午前6時)
A区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65
	第1種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
B区域	第1種住居地域	1車線	65	55
	第2種住居地域			
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上 近接区域	75	70
C区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
記事	・車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。			

(騒音規制法第17条第1項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令)

(騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等)

道路交通振動要請限度

単位：デシベル

区域の区分		時間の区分			
	あてはめ地域	8時 昼間	19時 夜間	8時 夜間	
第1種区域	第1種低層住居専用地域	65	60		
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
準住居地域		20時			
用途地域の定めのない地域					

第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。

(振動規制法第16条及び同施行規則第12条)

(振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等)

e. 騒音・振動の現状と対策

[公害に関する苦情処理]を見ると、特に「騒音」に関する問題が突出しています。これは騒音や振動が、各種公害の中でも日常生活との関わりが深く、住宅の密集度・道路の交通量・建物の解体や建設工事等が起因しているものと考えられます。

(工場・事業場)

騒音規制法・振動規制法・都環境確保条例に基づき、それぞれの規制基準を守るよう、公害防止対策の実施や施設の改善等の指導を行っています。

(建設作業)

建設作業のうち解体・杭打ち・掘削等、建設重機を使用して著しい騒音・振動を発生する特定の建設作業に対し、騒音規制法・振動規制法に基づく事前の届出を義務付けるとともに、作業時間の規制、作業の方法・近隣説明の徹底等の指導を行っています。

(道路交通)

騒音規制法・振動規制法では、「自動車騒音要請限度」「道路交通振動要請限度」が定められ、これを超えて周辺住民に著しい被害が生じている場合には、公安委員会に対しては交通規制上の措置を、道路管理者に対しては道路補修等の措置を講じるよう、要請できることとなっています。

また、交通量の多い道路に面する地域の、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルを調査することで、環境基準の面的評価を行っています。

(近隣騒音)

住宅の密集や生活様式の変化により、一般家庭での音響機器や楽器、あるいは空調機器等から発生する、日常生活に伴う騒音や、飲食店等の深夜営業に伴う騒音が市内でも問題となることがあります。

都環境確保条例により、商業宣伝を目的とする拡声器の使用、飲食店等の深夜営業及びカラオケ装置等の使用について規制を行っていますが、一般家庭から発生する日常生活に伴う騒音については、一律的な規制はなじみにくい側面があります。静穏な環境を維持するために、お互いの隣人に対する配慮はもちろんのこと、状況に応じて外に音が漏れないような対策を施すなど、必要以上の音を出さないことが大切です。

B. 道路交通騒音振動調査

a. 自動車交通騒音振動測定結果（要請限度）

<測定方法>

- ・騒 音……各調査地点の道路端（公私境界）、地上1.5mの高さで10分ごとに測定
- ・振 動……各調査地点の道路端（公私境界）で1時間ごとに測定

<調査結果>

全調査地点で、騒音・振動とともに、昼・夜間すべて騒音規制法・振動規制法に係る要請限度を下回る測定結果となりました。

単位：デシベル

調査地点 (地域区分)	測定年月日	区分	騒音レベル (デシベル)		振動レベル (デシベル)	
			等価騒音 レベル	要請限度	80%レンジ 上端値	要請限度
1：市立第三中学校前 女子大通り 吉祥寺東町1-23 (第2種中高層住専)	令和3年 11月29日	昼	67	75	38	65
		夜	62	70	29	60
2：井之頭自然文化園前 吉祥寺通り 御殿山1-19 (第1種低層住専)	令和3年 11月29日	昼	64	75	51	65
		夜	60	70	44	60
3：南町苗木畠公園前 井の頭通り 吉祥寺南町4-16 (近隣商業)	令和3年 11月29日	昼	64	75	43	70
		夜	60	70	40	65
4：中央通り公園前 三鷹通り 中町3-4 (近隣商業)	令和3年 11月24日	昼	66	75	51	70
		夜	60	70	43	65
5：第一小学校前 五日市街道 吉祥寺本町4-17 (近隣商業)	令和3年 11月24日	昼	66	75	43	70
		夜	64	70	38	65
6：障害者福祉センター前 都道7号線 八幡町4-28-13 (第1種住居)	令和3年 11月24日	昼	67	75	43	65
		夜	63	70	36	60
7：境浄水場前 武蔵境通り 関前1-9 (近隣商業)	令和3年 11月24日	昼	64	75	46	70
		夜	59	70	37	65
8：井口新田バス停前 天文台通り 境南町5-11 (第1種住居)	令和3年 11月24日	昼	62	75	42	65
		夜	57	70	35	60
9：グリーンパーク遊歩道 新武蔵境通り 関前1-5 (第1種低層住専)	令和3年 11月24日	昼	59	75	47	65
		夜	54	70	42	60

b. 自動車騒音常時監視（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、都道府県が自動車騒音対策を計画的に行うために、地域の騒音を経年的に監視することが必要であるとして、平成12年度から実施されてきました。平成24年4月より都から市へ権限が委譲されたため、

市が測定を行っています。測定結果をもとに評価対象道路の道路端各 50mの範囲について、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルの環境基準達成率の評価を行いました。

<調査結果>

評価区間における近接空間・非近接空間別の環境基準達成率

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数 (戸)	割合 (%)						
全戸数 (2,688 戸)	2,679	99.7	9	0.3	0	0.0	0	0.0
近接空間 (1,433 戸)	1,427	99.6	6	0.4	0	0.0	0	0.0
非近接空間 (1,265 戸)	1,262	99.8	3	0.2	0	0.0	0	0.0

※令和3年度評価区間

杉並武蔵野線（主要地方道 113 号線 吉祥寺東町1 丁目付近 計 1.0 km）

武蔵野狛江線（主要地方道 114 号線 御殿山1 丁目付近 計 1.3 km）

関町吉祥寺線（主要地方道 116 号線 吉祥寺北町1 丁目付近 計 0.6 km）

91	地下水汚染調査・対策	担当課	環境政策課
----	------------	-----	-------

A. 地下水汚染

本市では、水道水源の約8割を市内27本の深井戸から汲み上げた地下水でまかなっています。また、市内に約170か所の民間井戸があり、飲料水や生活用水、業務用水（公衆浴場・研究所・病院など）として広く利用されています。さらに、市内の井戸のうち約60か所は災害対策用井戸に指定されています。阪神大震災以来、特に緊急時の水源として井戸の価値が見直されています。このように、本市では地下水は貴重な水資源となっており、その水質の確保は切実な問題です。

昭和57年に東京都の水道水源井戸の一部から、世界保健機関（WHO）の飲料水のガイドラインを超えるトリクロロエチレンが検出されたのをはじめ、各地で有機塩素系溶剤による地下水の汚染が明らかになってきました。トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤は、優れた脱脂作用があるため、半導体や金属部品の洗浄・ドライクリーニングの溶剤等に広く用いられていますが、発ガン性の疑いがあることから、昭和59年に水道水及び使用事業所に対する暫定指導基準が設けられ、地下水汚染対策がスタートしました。そして平成元年10月に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの2物質が新たに「有害物質」に追加され、排水基準が定められると同時に地下浸透に対する規制（地下浸透の禁止）が法的に行われるようになりました。

その後の全国的な定期モニタリング調査で地下水汚染は増加傾向にあり、一度汚染された地下水の回復は困難であることから、平成8年6月に「汚染された地下水の浄化制度」が水質汚濁防止法に取り込まれました。これにより、“人に健康被害を生じる（可能性のある）場合、都道府県知事は汚染原因者である特定施設事業場の設置者に汚染された地下水の浄化を命じることができる”こととなりました。平成9年3月には「地下水環境基準」が水質環境基準と同じ23項目について同一の基準値で設定されました。項目・基準値は検出状況等により追加・見直しされ、令和3年度末現在で28項目となっています。

地下水環境基準<健康項目>のうち有機塩素系化合物の基準値

項目	基準値	項目	基準値
トリクロロエチレン	0.01mg/L	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L	クロロエチレン	0.002mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L		

B. トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタン等の有機塩素系溶剤は自然界に存在せず、人体に対しては麻酔作用のほか肝臓・腎臓への障害や発ガン性が指摘されています。いずれも無色透明の液体で、揮発性・不燃性で比重が大きく粘性が小さく流れやすいため、一度土壤に浸透すると汚染が広がり、長期間汚染が継続します。

したがって、これらの物質が基準を超えた井戸水を長期間にわたって継続的に飲用することは好ましくありません。ただし、比較的揮発性が高いため、飲用する場合は曝気（空気によるかき混ぜ）や水を5分以上沸騰させれば90%以上取り除くことができます。

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン
別名	トリクレン	パークレン	メチルクロロホルム	塩化メチレン
示性式	CHCl=CCl ₂	CCl ₂ =CCl ₂	CH ₃ -CCl ₃	CH ₂ -Cl ₂
性状	クロロホルム臭 水に難溶 比重1.46 沸点88°C	エーテル様臭氣 水に難溶 比重1.62 沸点121°C	甘い臭氣 水に難溶 比重1.35 沸点74°C	芳香性の臭氣 水に難溶 比重1.32 沸点40°C
用途	・金属部品の脱脂洗浄 ・抽出溶剤	・ドライクリーニング ・金属表面の脱脂洗浄	・金属部品の脱脂洗浄 ・ドライクリーニング	・左3物質の代替物質 ・抽出溶剤

C. 武蔵野市地下水汚染状況の調査

市では、井戸使用状況調査・水質調査を行い、地下水汚染の実態把握に努めています。

地下水モニタリング調査結果（調査地点数51か所）

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準を超過した井戸	0	0	0
0.1mg/L以上	0	0	0
0.01超~0.1mg/L	0	0	0
検出限界~0.01mg/L以下	0	26	0
検出限界未満	51	25	51
最大値	0.001mg/L未満	0.009mg/L	0.001mg/L未満
地下水環境基準	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下

上記のように、当年度は基準を超過した井戸はありませんでした。過去7年間の調査では、環境基準を超過した井戸の割合や数値は地下水の流れ等により毎年増減しています。汚染の原因は過去に管理上の問題で、地下に浸透した影響が考えられます。

地下水調査結果経年変化（東京都及び武蔵野市実施）

年度	調査地点数	地下水環境基準超過地点数（超過率）		
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
29	59	0 (0%)	1 (1.7%)	0 (0%)
30	55	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
元(31)	54	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
2	50	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
3	51	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

市内の浅井戸については、有機溶剤中のテトラクロロエチレンによる地下水汚染の悪化は見受けられませんが、定期モニタリング調査を継続して、地下水質の監視を続けるとともに、有機塩素系溶剤を使用している事業場の指導を通して、地下水汚染の拡大防止に努めます。

A. 水の汚濁の指標

水環境の保全を目指し、水の汚濁を防止するための目標として、河川などの公共用水域については、人の健康の保護に関する基準<健康項目>と、生活環境の保全に関する基準<生活環境項目>の2種類の環境基準が定められています。市内河川では、仙川がD類型指定です。

B. 人の健康の保護に関する環境基準<健康項目>

急性あるいは慢性毒性が強く、人の健康を阻害する重金属や農薬、有機塩素系化合物等28項目が定められています。基準値は一律です。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

C. 生活環境の保全に関する環境基準<生活環境項目>

pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等、水の「よごれ」の状態を示す項目について、河川や湖沼、海域ごとに区分を設け、その区分水域ごとに、それぞれの利水目的、水質の現状に応じて定められています。

河川はAA類型～E類型まで、6種類の類型があります。仙川はD類型に指定されています。

水の汚れを示す主な指標

指標名	説明
pH (水素イオン濃度)	水が酸性かアルカリ性であるかを示す数値で7が中性、それより数値が小さければ酸性、大きければアルカリ性を示し、D類型は6.0～8.5の間にあることが望まれます。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を微生物が分解するために必要とする酸素の量で、この数値が高いほど水は汚れています。D類型は8mg/L以下であることが望されます。
COD (化学的酸素要求量)	水中の有機物を薬品を使って分解するために必要とする酸素の量です。BODが河川を対象として用いられるのに対し、こちらは湖沼や海域に対して用いられます。(河川である仙川に対してはCODの基準はありません。)
SS (浮遊物質量)	水中に浮遊している水に溶けない成分で、川底に溜まったり、魚介類に付着したりします。D類型は100mg/L以下であることが望れます。
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素の量で、この量が少なくなると魚介類は生きられません。生命力の強いコイ、フナなどでも5mg/L以上必要とされています。D類型は2mg/L以上であることが望れます。

D. 玉川上水、千川上水水質調査

玉川上水、千川上水では下水処理場（東京都多摩川上流水再生センター）の3次処理水が放流されています。流れの水の状態（汚れ具合）を把握するために、生活環境項目の水質調査を行いました。

今年度は、計3地点で4回にわたり調査を実施しました。特に著しい汚れの数値はありません。

調査月日 ①令和3年5月18日 ②9月22日 ③11月24日 ④令和4年2月22日

	玉川上水上流側 桜堤2-15				玉川上水下流側 御殿山1-19				千川上水下流側 吉祥寺北町3-16			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
pH	7.5	7.6	7.5	7.7	7.5	7.7	7.6	7.8	7.5	7.8	7.6	6.6
BOD	0.7	1.0	1.1	0.7	0.5	0.5	0.9	<0.5	1.3	1.4	1.4	0.5
COD	7.7	6.2	3.9	5.3	6.7	4.2	3.6	3.5	11	5.9	4.7	7.6
SS	26	9	4	13	22	6	2	1	18	22	6	34
DO	7.8	8.2	8.7	11	8.8	8.6	9.5	13	7.2	9	10	11

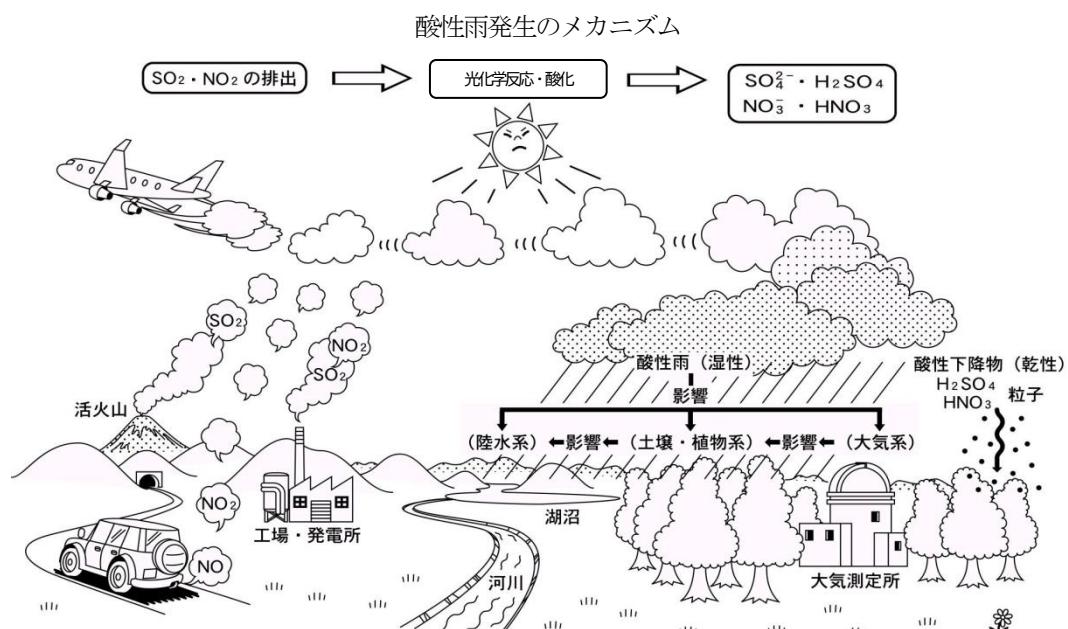
93	酸性雨調査	担当課	環境政策課
----	-------	-----	-------

A. 酸性雨生成のメカニズム

欧米で森林被害など顕著な環境影響を及ぼし、国境を越えた環境問題となった酸性雨は、日本でもその影響が懸念されるようになってきました。

酸性雨は、雨雲ができる際に酸性物質が取り込まれ、水滴中で酸性物質が生成して生ずるもので、酸性雨の主な原因物質は、硫酸イオン・硝酸イオンですが、これらは、石油や石炭などの化石燃料を燃焼すると発生する硫黄酸化物(SO_x)・窒素酸化物(NO_x)から生じています。硫黄酸化物の発生源は、工場、重油ボイラー、発電所、火山等であり、窒素酸化物の発生源は、自動車(特に大型貨物車)、発電所、焼却炉等です。都内では窒素酸化物の大半が自動車排気ガスから発生しています。

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物は、大気中を輸送され拡散している間に、太陽光線や炭化水素、酸素、水による光化学反応等を受けて酸化され、硫酸塩、硝酸塩の粒子や酸性ガスに変化します。これらの酸性の粒子やガスが雨や霧に取り込まれ、粒子の状態で地上に降り注ぐことによって発生するのが酸性雨です。



環境省は昭和58年以來、酸性雨対策調査を行っており、ほぼ全国的に、pH4程度の酸性の強い降雨が観測されています。その後のモニタリング結果でも降水は引き続き酸性化の状態にあることが確認されています。

B. 武蔵野市における酸性雨の実態

市では、酸性雨の実態把握のため、昭和63年より市庁舎屋上において自動測定による降水のpHの測定を行っています。

市設置の自動測定機の雨量計は酸性雨測定のバックデータとして降水量を記録しているものであり、欠測もあるため正確な降水量データとは言えません。あくまで参考データとして見る必要があります。降水のpHは0.5mm降水毎に自動測定されています。

月ごとの降水の pH 及び降水量

年月	降水量(mm)	pH			導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)		
		最小	最大	平均	最小	最大	平均
R3. 4	91.0	5.2	6.1	5.57	0	31	6
5	82.5	4.2	6.2	4.98	1	68	16
6	201.0	4.1	5.8	4.91	1	79	15
7	271.0	4.0	7.2	4.80	0	84	15
8	295.5	4.1	6.4	5.09	0	66	8
9	313.0	3.8	6.3	5.11	0	138	10
10	49.0	4.4	6.3	5.10	1	70	11
11	156.0	4.4	6.0	5.18	0	57	10
12	50.5	5.0	6.0	5.36	0	19	4
R4. 1	17.0	5.0	5.8	5.18	1	49	9
2	50.0	4.5	6.2	4.95	0	4	1
3	106.5	4.3	6.3	5.28	0	64	2
年間	1683.0	3.8	7.2	5.03	0	138	10

導電率…単位距離あたりの電気抵抗の逆数を表します、数値が大きいほど電気がとおりやすい（雨の中に不純物が多い）ため汚れていると考えられます（S=ジーメンス 電気抵抗Ωの逆数）

降雨測定項目の経年変化

年度	降水量 (mm)	pH			導電率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)		
		最小	最大	平均	最小	最大	平均
29	1238.5	3.8	7.3	4.95	0	499	13
30	809.0	4.0	6.9	4.86	0	140	15
元(31)	1326.0	4.1	8.4	5.07	0	204	12
2	1345.0	3.8	6.8	4.98	0	145	12
3	1683.0	3.8	7.2	5.03	0	138	10

C. 酸性雨と酸性降下物

酸性雨とは、工場や自動車から排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で反応して生ずる酸性の降下物です。雨・霧などの湿った降下物（湿性降下物）のみでなく、雨などに取り込まれない降下物（乾性降下物）も含めて、酸性降下物（＝広義の酸性雨）といいます。水の酸性の度合いは、「pH」と呼ばれる0から14の間の数値で示され、7が中性、7から小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。一般的に内陸の清浄な状態での大気中の降水は炭酸ガスの影響でpH5.6前後といわれており、これよりpHが低い場合を酸性雨と呼んでいます。雨の酸性が強まると、土壤を徐々に酸性化させ、やがて有害な金属を溶け出させ、河川や湖沼、地下水を汚染させ、樹木にも大きなダメージを与えることになります。

94	公害に関する苦情処理	担当課	環境政策課
----	------------	-----	-------

令和3年度に環境政策課で受け付け、現場確認等をして処理した公害関係の苦情等は694件でした。令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大以降、苦情件数の増加が顕著であるほか、引き続き建設解体等工事関連の苦情は多く、また、一般家庭等を発生源とする苦情相談の比重も高くなっています。

典型7公害に分類されない「その他」の件数は、全体の約7割を占めています。内訳としては、空き地の管理の不徹底による雑草の繁茂や樹木枝葉の越境・衛生問題、ハクビシンやカラス、ハト等の野生鳥獣に関する苦情・相談となっています。

東日本大震災後の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線に関する苦情・相談は、平成25年度から平成28年度までは0件、平成29、30年度はそれぞれ1件、令和元年度以降は0件でした。

家庭生活あるいは自然環境から発生するものは、法や条例等の基準による規制になじまない側面があります。街の中では隣同士が近接しており、一般家庭で使用する機器類の取り扱い方や使用時間、設置場所等が思わぬところで隣人に迷惑をかけているかもしれません。相手の立場を理解し、近隣との良好な人間関係が保たれていれば、未然に防げる問題は多いと思われます。

発生源別公害等苦情受付状況

(同一場所で複数の案件が発生した場合は1案件で表示)

年度	典型7公害						その他		計
	工場	指定作業場	建設作業	一般家庭等	飲食店・喫茶店	商店・デパート	空地・害虫他	放射線	
29	1	12	51	39	16	8	216	1	344
30	1	9	66	52	14	25	295	1	463
元(31)	1	8	58	78	13	1	382	0	541
2	2	6	68	99	22	5	455	0	657
3	7	5	89	96	18	3	476	0	694

現象別公害等苦情受付状況

年度	典型7公害							その他		計
	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	大気関連	放射線	その他	
29	7	16	15	0	66	16	7	1	216	344
30	2	20	17	0	106	15	7	1	295	463
元(31)	3	21	25	0	90	9	9	0	384	541
2	17	22	17	0	122	14	8	0	457	657
3	12	27	20	0	130	24	5	0	476	694

95	放射線対策	担当課	環境政策課
----	-------	-----	-------

市では、原発事故に伴い、平成23年度より様々な放射線等の測定を実施してきました。

本市の放射線量測定結果については、平成24年度以降は全て基準値を下回っています。測定結果はホームページで公表し、市民の不安解消を図っています。また、小型簡易線量計の市民への貸出も実施しています。

なお、本市は福島第一原子力発電所から約230キロ離れており、市内及び東京都健康安全センター（新宿）測定の放射線量測定結果が減衰・安定してきているため、平成27年度以降は、法令等の義務による測定、モニタリング測定、ホットスポット測定のうち市民の不安解消が難しいものの測定は継続し、その他の測定については、段階的に休止しました。

名称		頻度・時期	場所	測定方法	結果
モニタリング測定	市内1カ所の空間放射線量測定 【基準値:0.23 μSv/h】	月1回	五小校庭	地表面から5cm、100cm	すべて基準値内
	水道水 【基準値:10 Bq/kg】	浄水:月1回 原水:月1回	第1・第2浄水場	市内に給水する直前の水道水を各浄水場内で採取	すべて基準値内
	給食食材 【基準値:牛乳 50 Bq/kg 一般食品 100 Bq/kg 乳児用食品 50 Bq/kg】	月～金曜日	市立小・中学校、市内認可保育所	学校給食施設6施設、認可保育所36園(公立保育園4園含む)の1週間分を丸ごと、地域を限定した食材、使用量が多い食品、影響の大きい食材	すべて基準値内

名称		頻度・時期	場所	測定方法	結果
ホットスポット測定	市内17か所の空間放射線量 詳細測定 【基準値:0.23 μSv/h】	年1回/10月	市立小・中学校公設の子ども関連施設、公園等	地表面から5cm。砂場、放射性物質がたまりやすい場所	すべて基準値内
義務による測定	クリーンセンターの焼却灰等の放射性物質・敷地内空間放射線量測定 【基準値: 灰 8000 Bq/kg 空間 0.23 μSv/h】	月1回	焼却施設内	主灰、飛灰	すべて基準値内
		月1回 ※令和3年7月～(空間線量は12月～)休止	焼却施設内、敷地境界	排ガス、放流水 空間線量(地表面から5cm、50cm、100cm)	すべて基準値内
	落ち葉たい肥 【基準値:400 Bq/kg】	配布時等	落ち葉たい肥	-	実績なし

96	害虫の駆除等	担当課	環境政策課
----	--------	-----	-------

○スズメバチ類の駆除

スズメバチ類は、植物につく害虫を旺盛に食べる生態系の中で重要な生物です。しかし、人に対する攻撃性も強いため、その駆除費用に対する助成を行いました。駆除数は、天候の影響により変動します。

助成実績

年度	29	30	元(31)	2	3
スズメバチ	80	59	90	83	105
その他のハチ	66	50	66	54	75

○カラスの駆除

カラスは、春先から初夏にかけて庭木や公園の樹木などに巣を作り繁殖します。この時期(特にヒナが巣立つ時期)は、親鳥が攻撃的になるため、居住者や通行人に対して威嚇攻撃が見られる場合には、市で巣等の撤去を行いました。

巣の撤去等・処理実績 (件)

年　度	29	30	元(31)	2	3
巣の撤去	2	1	1	1	0
卵の回収	0	0	0	0	0
雛の捕獲	8	10	2	9	7

○ねずみ侵入防止対策支援

ねずみは、人間の生活圏に住み着き、都市環境に巧みに適応・増加して衛生面等の問題を引き起こしています。市では一定の要件(市民税非課税かつ65歳以上世帯等)を満たす世帯に対し、専門業者に委託して対策指導や簡易なねずみ侵入防止対策を実施しました。

業者派遣実績

年度	29	30	元(31)	2	3
件数	7	6	5	14	14

○ハクビシン・アライグマ対策事業

ハクビシンは中国南部・東南アジアなどから、アライグマは北アメリカ大陸から持ち込まれた外来生物です。建物内に住み着くと衛生面等の問題を引き起こすことから、市内に生息するハクビシン及びアライグマの防除等を目的に、令和2年度から事業を開始しました。

対策実施件数・捕獲頭数

年度	2	3
対策実施件数	35	23
捕獲頭数	ハクビシン	1
	アライグマ	2

97	クリーンセンターの汚染・公害対策	担当課	ごみ総合対策課
----	------------------	-----	---------

クリーンセンターに隣接する地域住民（3地域4団体）と締結している「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」及び環境に関する法令等を遵守し、クリーンセンターでのごみ処理を適切に行いました。

ばい煙、ダイオキシン、騒音、振動、悪臭、水質汚濁等について、いずれも異常はありませんでした。

98	学校等への雨水貯留浸透施設等の設置	担当課	下水道課
----	-------------------	-----	------

○雨水貯留浸透施設

下水道管への負担を軽減するため、大雨の際に敷地内に降った雨水を一時的に貯留して地下に浸透させていきます。また、地下水のかん養、河川や海の水質保全など「水の循環システム」の改善効果もあります。

市内雨水貯留浸透施設設置状況

年度	設置場所	貯留量（立方メートル）
17	青葉公園	200
18	第四小学校	500
18	吉祥寺北町一丁目地内道路下	38
19	井之頭小学校	500
19	第四中学校	600
20	本宿小学校	500
20	大野田小学校	450
20	関前南小学校	500
21	第三中学校	600
21	第五中学校	800
22	第五小学校	500
23	第一小学校	500
24	第三小学校	500
25	第一中学校	600
27	第二小学校	500
28	うさぎ山公園	90
28	第六中学校	400
28, 29	市道第135号線下	35
29	千川小学校	400
元(31)	境南小学校	400
3	桜野小学校	550

○雨水貯留施設

特に浸水被害の多い吉祥寺北町1丁目及び2丁目地区の浸水被害を軽減するため、北町保育園園庭地下に雨水貯留施設を設置しました。ホームページでは、リアルタイムで降雨強度、貯留量、貯留水位を公開しています。

北町保育園園庭地下雨水貯留槽

- ・設置箇所 吉祥寺北町1丁目23番地内（北町保育園園庭地下）
- ・設置年月 平成27年3月
- ・貯留容量 4,500立方メートル

年度	29	30	元(31)	2	3
流入回数(回)	2	1	0	0	1

99	まちの臭気対策	担当課	下水道課
----	---------	-----	------

まちの臭気抑制対策として、ビルピット改善費用助成等を通じて臭気の改善を図りました。

臭気対策改善施設設置助成金

項目 年度	申請件数 (件)	申請内容(件)					助成金(円)
		水位計 設定変更	タイマー 運転制御	補助ポンプ 設置	攪拌曝気装置 設置	構造変更 (容量縮小等)	
29	3	1	–	–	2	–	1,607,000
30	7	3	1	–	3	–	3,056,000
元(31)	4	2	–	–	2	–	1,708,000
2	0	–	–	–	–	–	0
3	0	–	–	–	–	–	0

100	合流式下水道改善施設の運用	担当課	下水道課
-----	---------------	-----	------

本市の大半で採用している合流式下水道は、汚水と雨水の排除を同時にできる反面、雨天時に大量の雨水が流れ込むと、施設の能力を超えて未処理のまま公共用水域へ放流されてしまいます。合流式下水道における水域汚染等が社会問題化したことを受け、国では合流式下水道の改善のため、下水道法施行令の改正を行いました。本市では、平成17年度、平成21年度に「合流式下水道緊急改善計画」を策定し、雨水吐室へのきょう雜物除去施設の設置、合流改善施設の設置、雨水浸透施設の設置等を行い、平成25年度までに①汚濁負荷量の削減、②公衆衛生上の安全確保（未処理放流回数の半減）、③きょう雜物の削減の3つの改善目標を達成しました（平成27年度に第三者委員会による評価済）。以降は雨水浸透施設の設置を促進することにより、更なる改善に努めています。

【実績】

雨天時放流水水質検査

総降雨量が10mm以上30mm以下の範囲の降雨において、市雨水吐室の水質（BOD）を測定

（下水道施行令、雨水放流水質基準 40mg/L以下）

年度	BOD平均放流水質(mg/L)
29	15.7
30	15.2
元(31)	14.7
2	30.9
3	20.1

101

事業場排水の水質規制

担当課

下水道課

公共下水道への排水については、公共用水域の水質保全と下水道施設の維持管理等の観点から水質規制を行っています。

水質検査

項目 年 度	公共下水道接続点水質検査		特定事業場排水水質検査	
	検査箇所	延べ検査回数(回)	検査箇所	延べ検査回数(回)
29	4	12	21	77
30	4	12	22	77
元 (31)	4	12	22	77
2	4	11	25	60
3	4	14	22	66

※1箇所につき、年4回検査を基本とし、水質結果や事業場立入計画等に基づき減ずることができる。

102

雨水浸透施設の設置・指導

担当課

下水道課

河川への雨水流出を抑制することにより都市型水害の軽減を図るとともに、地下水その他自然環境の保全と回復を目的として、平成6年4月に「雨水浸透施設助成金交付要綱」を、平成8年4月には「雨水流出抑制施設設置要綱」を制定しました。さらに、平成24年3月には「武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（雨水利活用条例）」を新たに制定し、令和2年3月に全部改正を行い、雨水浸透施設設置の普及に努めています。

雨水浸透施設等設置件数

項目 年度	設置件数(件)	施設別設置数			
		浸透ます(個)	浸透トレンチ(m)	貯留槽(m ³)	その他
29	469	2,150	451.5	794	-
30	390	1,696	576.7	547	-
元 (31)	374	1,634	1,309.3	555	-
2	425	2,108	2,271.0	623	-
3	456	2,103	528.9	1,389	-

雨水浸透施設の設置助成

項目 年度	年度別助成金申請件数(件)	浸透ます(個)	浸透トレンチ(m)
29	74	386	69.5
30	67	335	98.7
元 (31)	74	430	33.9
2	63	329	0
3	43	190	0

※浸透トレンチ＝掘削した溝に碎石で充填し、この中に、溜めます等のます類と連結した透水性の管（有孔管、多孔管等をいう）を敷設し、雨水を導き、トレンチ内の充填碎石の側面及び底面から不飽和帯を通して地中へ浸透させる施設

103	雨水貯留槽購入助成制度	担当課	下水道課
-----	-------------	-----	------

雨水の有効利用により、環境面や災害の抑制・防災時の活用等、多面的な効果が期待できる雨水貯留槽の購入に対して助成しました。

項目 年度	申請件数 (件)	小型(1500未満) (個)	中型(1500以上) (個)	設置数(個)	貯留量 (ℓ)
29	16	5	11	16	2,780
30	16	8	8	16	2,310
元(31)	20	13	7	20	3,035
2	28	13	15	28	4,405
3	36	16	20	36	6,604

104	透水性舗装の整備	担当課	交通企画課
-----	----------	-----	-------

雨水流出抑制や地下水涵養を図るため、透水性舗装を施工しました。

年度	29	30	元(31)	2	3
舗装面積(m ²)	3,801	3,950	3,291	1,638	442

105	直結給水の推進	担当課	水道部工務課
-----	---------	-----	--------

直結給水(直圧・増圧)方式の実施可能区域の拡大や貯水槽水道からの切替をPRし、直結給水を促進することで、安全でおいしい水の安定供給を図りました。

貯水槽水道の設置者に対し、定期清掃、施設の管理等について、積極的に指導・助言・勧告の関与を行いました。また、利用者及び設置者に情報提供を行い、直結給水の普及拡大を促進しました。

年度	29	30	元(31)	2	3
直結給水建物件数	71	76	82	60	71
増圧ポンプ設置建物件数	40	40	58	25	37

106	水の安定供給	担当課	水道部工務課
-----	--------	-----	--------

水源施設更新計画に基づき、経年劣化した深井戸施設を計画的に更生工事を行い、地盤沈下や地下水位の低下に留意しながら揚水量の確保に努めてきました。

取水量(市内の水源=井戸からの取水量) 及び都受水量(利根川水系及び多摩川水系の水)

年度	取水量(m ³)	受水量(m ³)	合計(m ³)	給水量(m ³)
29	13,779,563	3,482,000	17,261,563	17,261,563
30	13,639,760	3,461,600	17,101,360	17,101,360
元(31)	13,461,951	3,453,380	16,915,331	16,915,331
2	12,478,230	4,530,600	17,008,830	17,008,830
3	12,969,478	3,616,700	16,586,178	16,586,178

市内水源における、地下水位の変動

年度	29	30	元(31)	2	3
水源平均海拔(m)	59.6	59.6	59.6	59.6	59.6
平均自然水位(海拔)	13.9	15.7	15.5	19.8	19.2
水位(地下m)	45.7	43.9	44.1	39.8	40.4

※地下水揚水規制を行なった昭和47年における平均自然水位 海拔-15.5m

107	配水管網の耐震化	担当課	水道部工務課
-----	----------	-----	--------

災害時にも安全でおいしい水の安定供給ができるように、配水管の新設や老朽管の更新などを行い、配水管路の耐震化を推進しました。

年度	管路延長 (m)	耐震管路延長 (m)	耐震化率 (%)
29	298,226.2	138,619.4	46.5
30	298,636.2	140,154.1	46.9
元 (31)	298,909.6	141,726.5	47.4
2	299,047.3	142,633.9	47.7
3	298,922.6	144,082.9	48.2

108	漏水防止対策	担当課	水道部工務課
-----	--------	-----	--------

給水管及び配水管の漏水調査(宅地内・道路上)を行い、発見した漏水箇所を早急に修繕していくことにより、漏水による事故防止及び有収率の向上を図りました。

年度	漏水調査件数	漏水発見件数	箇所別漏水件数	
			宅地内	道路上
29	69,570	455	428	27
30	69,307	531	494	37
元 (31)	69,297	365	336	29
2	69,272	369	337	32
3	52,146	364	341	23

109	浄水場の汚染・公害対策	担当課	水道部工務課
-----	-------------	-----	--------

環境に配慮しながら浄水場の運営を適切に行いました。
騒音、水質汚濁等について、いずれも異常はありませんでした。

110	薬品の管理	担当課	ごみ総合対策課、 生涯学習スポーツ課、 各公立小・中学校
-----	-------	-----	------------------------------------

クリーンセンターの運営や理科の実験で使用する毒劇物等について、適切に管理を行いました。
このことに関する事故等はありませんでした。

111	庁舎管理における汚染・公害対策	担当課	関係各課
-----	-----------------	-----	------

以下の項目について、法令等に基づく適正管理・点検等を行いました。いずれも異常や事故はありませんでした。

- ハロゲン化物消防設備の管理（管財課、健康課）
- ボイラー設備の管理（管財課）
- 空気圧縮機・送風機の管理（管財課）
- 貯油設備の管理（管財課、健康課）
- 非常用発電設備の管理（管財課、健康課）
- 駐車場の管理（管財課）

○P C B含有物の管理（環境政策課）

○フロン類の管理（環境政策課【総括】、管財課、資産税課、産業振興課、市民活動推進課、中央市政センター、防災課、ごみ総合対策課、高齢者支援課、障害者福祉課、子ども子育て支援課、子ども育成課、児童青少年課、水道部総務課、水道部工務課、教育企画課、教育支援課、生涯学習スポーツ課、図書館）

第2章 事業所としての実績

1 武蔵野市 EMS に基づく事業所としてのエネルギー使用量やごみ排出実績

環境マネジメントシステム（EMS）に基づき、事業所としての本市の紙・ごみ・電気等のエネルギー・資源の使用量及び排出量をまとめました。詳細は、下表のとおりです。

令和2年度に休館・休校・休園していた施設が、令和3年度は平常通り運営を再開したケースが多くみられました。また、施設の開館時間がほぼ通常に戻ったことにより、前年度と比べると数値は全体的に増加しています。

- [1] 電気使用量は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため換気を伴いながらの空調運転による使用量の増加と、昨年度休館・休校・休園していた施設が通常に戻ったという要因が重なった結果、昨年度と比べて増加しています。
- [4] [5] ガソリン、軽油の使用量は、学校給食の再開に伴い、給食を運ぶトラックの稼働が上がった等の理由で増加しています。
- [9] 水道の使用量は、学校の水泳指導の再開、部活動の再開等の理由により増加しています。

		R元年度 実績	R2年度 実績	R3年度 実績	R3年度と R2年度の比較	
					増減	対前年度比 (%)
1	電気 (kWh)	19,922,354	19,342,400	19,799,399	456,999	102.4%
2	コピー用紙 (枚)	15,257,952	15,581,566	15,694,178	112,612	100.7%
3	ガス (m ³)	574,387	574,761	668,961	94,200	116.4%
4	ガソリン (ℓ)	22,520	15,955	16,711	756	104.7%
5	軽油 (ℓ)	6,288	4,396	6,081	1,685	138.3%
6	重油 (ℓ)	2,850	2,883	3,120	237	108.2%
7	灯油 (ℓ)	1,175	670	865	195	129.1%
8	天然ガス (Nm ³)	4,615	4,395	3,851	-544	87.6%
9	水道 (m ³)	156,636	131,765	162,559	30,794	123.4%
10	廃棄物 (袋)	17,786	16,956	17,753	797	104.7%
11	資源物 (袋)	8,282	6,879	7,411	456,999	102.4%

※武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）の集計値（72・73 頁参照）と異なりますが、これは集計対象範囲が異なるためです。

2 武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）の推進の成果

市の組織全体から排出する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図るため、武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）（令和3年4月策定）に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組んだ。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第15項に基づき、これを公表する。

(1) 武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）の概要

① 計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく、「地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画〔事務事業編〕）」

② 計画の期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度まで

③ 対象とする事務及び事業の範囲

市が行うすべての事務及び事業（対象となる施設は【表1】のとおり）。

委託や指定管理により実施する事務及び事業についても、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づくエネルギー使用量の削減や報告の対象であることを考慮し、本計画の対象とする。

④ 削減対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

⑤ 削減目標の基準となる年度と排出量

2013（平成25）年度 30,389t-CO₂

⑥ 削減目標

2050（令和32）年までに温室効果ガス排出実質ゼロ

2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を30%削減（▲9,078t-CO₂）

※電気の消費に由来する温室効果ガス総排出量は調整後排出係数を用いて算定する。

⑦ 削減のための取組内容

(A) 庁内のルールづくりと職員の環境向上

エコオフィスむさしの活動（【表2】）や武蔵野市環境マネジメントシステムといった庁内のルールや仕組みを継続的に運用。これらの運用を通じた職員の意識の向上。

- ・空調、照明、OA機器等の適正な運用による省エネ化の推進
- ・次世代自動車の導入や公共交通機関の利用の推進
- ・マイボトル・マイバッグ利用の推進によるプラスチック製品の削減

(B) 公共施設における効率的なエネルギー活用

- ・武蔵野クリーンセンターのごみ発電を核としたエネルギー地産地消事業におけるCEMSや蓄電池等の導入や市立小中学校への自己託送制度を活用した効率的なエネルギー利用の推進
- ・公共施設における環境負荷の少ない電力の調達
- ・ZEBを見据えた公共施設の環境配慮指針の策定に向けた検討

(C) エネルギー分野以外の地球温暖化対策

- ・バイオプラスチック類製品の利用促進によるプラスチック対策の推進
- ・業務用エアコンや冷凍冷蔵機器等の適正管理による代替フロンの削減
- ・公共施設における緑の保全・創出

※なお、令和3年10月の国の地球温暖化対策計画の改定を踏まえ、2030年度の温室効果ガス削減目標値を上方修正（40%・12,156t-CO₂削減）する形で、令和4年4月に武蔵野市地球温暖化対策実行計画 2021（事務事業編）2022改定版として見直しを行っている。

表1 武藏野市地球温暖化対策実行計画 2021(事務事業編)の対象施設

行政施設	市庁舎	ごみ処理 環境啓発施設	武藏野クリーンセンター
	武藏境市政センター		むさしのエコ re ゴート
	中央市政センター		吉祥寺東コミュニティセンター
	商工会館市使用分 (吉祥寺市政センター・ 吉祥寺まちづくり事務所等)		本宿コミュニティセンター
健康 福祉施設	健康福祉部分館 (シルバー人材センター)	コミュニティ センター	吉祥寺南町コミュニティセンター
	高齢者総合センター		御殿山コミュニティセンター
	桜堤ケアハウス		本町コミュニティセンター
	北町高齢者センター		吉祥寺西コミュニティセンター
	障害者福祉センター		吉祥寺北コミュニティセンター
	みどりのこども館		けやきコミュニティセンター
	保健センター		中央コミュニティセンター
	第一小学校		中央コミュニティセンター中町集会所
学校教育 施設	第二小学校	劇場 ホール 文化 集会施設	西久保コミュニティセンター
	第三小学校		緑町コミュニティセンター
	第四小学校		八幡町コミュニティセンター
	第五小学校		関前コミュニティセンター
	大野田小学校		西部コミュニティセンター
	境南小学校		境南コミュニティセンター
	本宿小学校		桜堤コミュニティセンター
	千川小学校		武蔵野公会堂
生涯学習 施設	井之頭小学校	生涯学習 施設	吉祥寺美術館
	関前南小学校		武蔵野芸能劇場
	桜野小学校		武蔵野市民文化会館
	第一中学校		武蔵野スイングホール
	第二中学校		吉祥寺シアター
	第三中学校		松露庵
	第四中学校		武蔵野ふるさと歴史館
	第五中学校		市民会館(男女平等推進センター含む)
	第六中学校	スポーツ 施設	武蔵野プレイス
	北町調理場		中央図書館
	桜堤調理場		吉祥寺図書館
子育て支援 施設	0123 吉祥寺		陸上競技場・総合体育館
	0123 はらっぱ	スポーツ 施設	市営運動場クラブハウス
	南保育園		市営プール(温水、屋外)
	境保育園		緑町スポーツ広場
	境南保育園	その他施設	水道部庁舎
	吉祥寺保育園		第一浄水場
	桜堤児童館		第二浄水場
			水道部水源(27か所)

表2 エコオフィスむさしの活動

「エコオフィスむさしの活動」は、省エネを推進し、温室効果ガス排出量を削減するために、職員一人ひとりが日々の業務の中で取り組むべき活動です。

エコオフィスむさしの活動

項目		取組内容
省エネルギー	照明設備	昼休みや不要時は消灯する。 窓際では自然光を活用する。 共用部等の間引き点灯を行う。
		昼休みや未使用時等に、こまめに電源を切る。 長時間使用しない場合には、コンセントからプラグを抜き、待機電力を削減する。 パソコンのディスプレイを適切な明るさにする。 退庁時に主電源を切り、最終退庁者は確認する。
		毎年6月1日から9月30日を夏季省エネ月間とする。 空調の設定温度を原則26℃とする。 空調の運転時間を原則水・金曜日は午前7時30分～午後5時、その他の平日は午前7時30分～午後7時30分とする。 適度に換気を行い、湿度を下げる。 ブラインドやカーテン、グリーンカーテンを活用し、光と熱の量を調節する。
	冷房等	毎年12月1日から翌3月31日を冬季省エネ月間とする。 空調の設定温度を原則20℃とする。 空調の運転時間を原則水・金曜日は午前7時30分～午後5時、その他の平日は午前7時30分～午後8時15分とする。
		電気ストーブの個別使用を控える。
	暖房等	できるだけ階段を使い、エレベータの使用を控える。
	車両	自転車や公共交通機関を利用し、できるだけ車両を使わない。 業務の目的にあわせて、台数や車種、走行ルートを選択する。 エコドライブを心掛ける。 車両に不要な荷物を載せない。 車内のエアコンの使用をできるだけ控える。
		一斉定時退庁日を徹底する。 省エネに配慮し、業務や会議運営を効率的に行う。
		むさしの「ジブン」スタイルにより、季節・気温等を考慮しながら、適切な服装を選択する。 冷蔵庫や給湯機器を適正に使用する。
		ごみの発生抑制に努め、分別を徹底する。 プリンタやコピー機のトナーカートリッジの回収を徹底する。 物品の修繕利用に努め、長期間使用する。 給食の調理くず、生ごみを減量化する。 マイボトル、マイバッグを利用し、必要性の低い使い捨てプラスチック製品や容器包装の受け取りを控える。
		環境ラベリング製品を購入する。 再利用が可能な製品を購入する。 再資源化が可能な製品を購入する。 リサイクル製品を購入する。 詰め替え可能な製品を購入する。 簡易包装製品を購入する。 物品を購入する際には、数量を精査する。 会議における飲料の提供に、極力ペットボトルを使用しない。
省資源	廃棄物	両面コピーや裏紙の使用を徹底する。 会議資料や冊子等の簡素化に努め、必要最小限の頁数、部数を作成する。 使用済み封筒等の紙製品を再利用する。 古紙配合率が高い用紙を購入する。 リサイクル適性の高い用紙を使用して印刷を行う。 ペーパーレス化を図るため、電子メール・府内LANの活用を図る。
		トイレや給湯室における節水に努める。

市の事務事業に係る温室効果ガス排出量【2021（令和3）年度】

※電気の消費に由来する温室効果ガス排出量は調整後排出係数を用いて算出

温室効果ガス	項目	合計	排出係数(kg-CO2)	排出量(t)	地球温暖化係数	温室効果ガス排出量(t-CO2)	前年排出量(t-CO2)	前年からの増減
二酸化炭素(CO2)	ガソリン(ℓ)	35,979	2.32	83	1	83	109	-26
	灯油(ℓ)	865	2.49	2	1	2	2	0
	軽油(ℓ)	6,081	2.58	16	1	16	11	5
	A重油(ℓ)	3,120	2.71	8	1	8	8	0
	都市ガス(m ³)	1,152,560	2.23	2,570	1	2,570	2,288	282
	圧縮天然ガス(m ³)	4,927	2.7	13	1	13	15	-2
	電気 東京電力エナジーパートナー株(kWh)	16,255,094	0.443	7,201	1	7,201	6,294	907
	電気 在原環境プラント株(kWh)	6,284,385	0.180	1,131	1	1,131	2,357	-1,226
	電気 株式会社F-Power(kWh)	0	0.482	0	1	0	150	-150
	電気 株式会社ホープ(kWh)	190,069	0.474	90	1	90	527	-437
	電気 大和ハウス工業株(kWh)	451,740	0.378	171	1	171	23	148
	電気 クリーンセンター(kWh)	9,491,373	0	0	1	0	0	0
	電気の消費に由来する二酸化炭素					8,593	9,351	-758
	エネルギーの消費に由来する二酸化炭素					11,285	11,784	-499
	廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素					15,681	4,329	483
メタン(CH4)	廃プラ焼却量（合成繊維）(t)	2,103	2,288	4,812	1	4,812	9,265	1,604
	廃プラ焼却量（合成繊維を除く）(t)	3,931	2,765	10,869	1	10,869	13,594	2,087
一酸化二窒素(N2O)	ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却		0.033	25	1	26,966	25,378	1,588
	ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却		1.631	298	486		482	4
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用		0.001	1,430	1		1	0
	業務用冷凍空調機器の使用		0.012	2,090	26		322	-296
合計						27,480	26,184	1,296

※排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条」（最終改正令和4年7月1日）による。

※温暖化係数…各ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素を1として数字で示した係数。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条による。なお、ハイドロフルオロカーボン類には様々な種類があり、係数もガスの種類により異なるが、カーエアコンはHFC-134a、業務用冷凍空調はHFC-410Aとみなす。

※温室効果ガス排出量(t-CO₂)は、小数点第一位で四捨五入した数値。

<参考> ※電気の消費に由来する温室効果ガス排出量は基礎排出係数を用いて算出

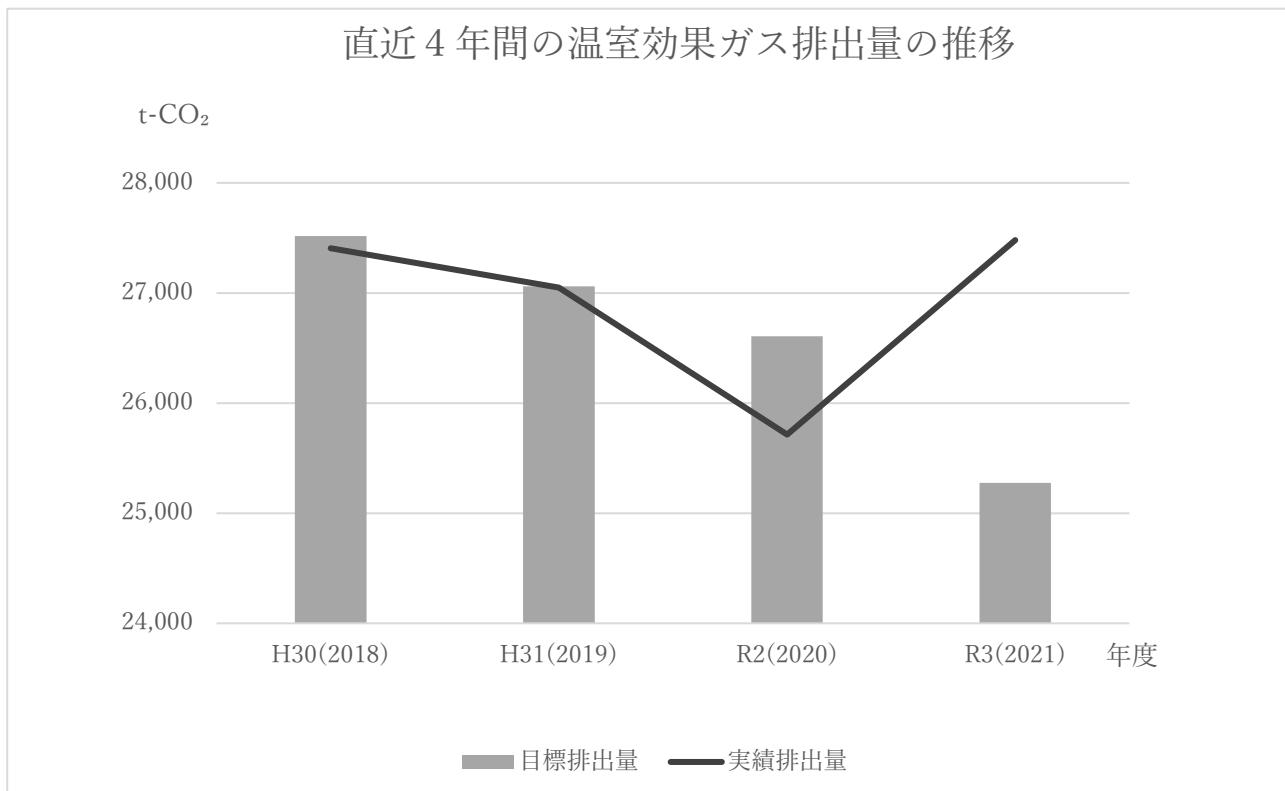
温室効果ガス	項目	合計	排出係数(kg-CO2)	排出量(t)	地球温暖化係数	温室効果ガス排出量(t-CO2)	前年排出量(t-CO2)	前年からの増減
二酸化炭素(CO2)	ガソリン(ℓ)	35,979	2.32	83	1	83	109	-26
	灯油(ℓ)	865	2.49	2	1	2	2	0
	軽油(ℓ)	6,081	2.58	16	1	16	11	5
	A重油(ℓ)	3,120	2.71	8	1	8	8	0
	都市ガス(m ³)	1,152,560	2.23	2,570	1	2,570	2,288	282
	圧縮天然ガス(m ³)	4,927	2.7	13	1	13	15	-2
	電気 東京電力エナジー・パワートナー(株)(kWh)	16,255,094	0.447	7,266	1	7,266	6,322	944
	電気 荘原環境プラント(株)(kWh)	6,284,385	0.129	811	1	811	1,678	-867
	電気(株)F-Power(kWh)	0	0.477	0	1	0	127	-127
	電気(株)ホープ(kWh)	190,069	0.473	90	1	90	730	-640
	電気 大和ハウス工業(株)(kWh)	451,740	0.471	213	1	213	24	189
	電気 クリーンセンター(株)(kWh)	9,491,373	0	0	1	0	0	0
	電気の消費に由来する二酸化炭素					8,380	8,881	-501
	エネルギーの消費に由来する二酸化炭素					11,072	11,314	-242
	廃プラ焼却量(合成繊維)(t)	2,103	2,288	4,812	1	4,812	4,329	483
	廃プラ焼却量(合成繊維を除く)(t)	3,931	2,765	10,869	1	10,869	9,265	1,604
廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素						15,681	13,594	2,087
						26,753	24,908	1,845
メタン(CH4)	ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却		0.033	25	1	1	1	0
一酸化二窒素(N2O)	ガソリン・CNG・ディーゼル自動車の走行、廃棄物の焼却		1.631	298	486	482	482	4
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用		0.001	1,430	1	1	1	0
	業務用冷凍空調機器の使用		0.012	2,090	26	322	322	-296
合計						27,267	25,714	1,553

直近4年間の温室効果ガス排出量の推移

年度	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
目標排出量(t-CO ₂)	27,517	27,061	26,607	25,274
実績排出量(t-CO ₂)	27,406	27,049	25,714	27,480
基準年からの削減量 (t-CO ₂)	▲2,983	▲3,340	▲4,675	▲2,909

※基準年からの削減量は、2013（平成25）年度の排出量30,389t-CO₂を基準として算出

※2021（令和3）年度以降の目標値は、2030年度の目標値から年数で案分して算出



(2) 2021（令和3）年度温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量については、基準年度（平成25年度）と比較すると9.6%減少したが、前年度と比較すると6.9%増加する結果となった。

これは、クリーンセンターで焼却している廃プラスチック量の増加が主な要因となっている。前年度と比較すると事業系ごみの搬入量が156t（前年度比103%）ほど増えるとともに廃プラスチックの比率も上昇した。このことから、新型コロナウイルス感染症で停滞していた市域の経済活動が徐々に再開し、店舗等から排出されるプラスチックごみが焼却されてしまっていることが考察される。

プラスチック対策については、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の動向を注視しながら、令和4年度中に改定予定の「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」の中で検討される見込みである。

また、令和3年度から地球温暖化対策実行計画2021（事務事業編）の新たな計画期間が始まり、同計画内では積極的な温室効果ガス削減目標を掲げていることから、より戦略的な取り組みを進めしていく。

参考資料

武蔵野市環境基本条例（平成11年3月19日条例第9号 最終改正 令和2年6月25日条例第35号）

私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により人類史上かつてない豊かな生活を享受している。

しかし、今日の豊かな生活は、環境への負荷が大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって成り立っており、廃棄物の著しい増大や緑の減少などの地域問題とともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。

今や私たちは、人類の存続にかかわる重大な課題に直面している。物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築いていかなければならない。とりわけ武蔵野市に暮らす私たちは、日々必要とする資源・エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄又は処理を他の地域や国々に依存していることを忘れてはならない。

私たちは、これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、武蔵野市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全は、持続的な発展が可能な、環境と共生する都市を構築し、良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において推進されるとともに、市民、事業者及び市が協働することによって取り組まれなければならない。

（市、事業者及び市民の責務）

第3条 市は、環境の保全を図るため、市民及び事業者との連携に努めるとともに、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
3 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（基本的施策）

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。
(1) 公害を防止し、健康で安全な生活の確保を推進すること。

- (2) 自然環境を保全し、人と自然との触れ合いの確保を推進すること。
- (3) 資源の循環的利用及びエネルギーの効率的利用を推進すること。
- (4) 廃棄物の減量及び再利用を推進すること。
- (5) 環境に関する情報を提供するとともに、環境の保全に関する学習を推進すること。
- (6) 環境への負荷の低減に資するまちづくりを推進すること。
- (7) 環境への負荷の低減に資する人と物の移動手段の整備及び利用を推進すること。
- (8) 日常生活及び事業活動における環境への配慮に関する取組を推進すること。
- (9) 良好的な景観の確保及び歴史的文化的遺産の保全を推進すること。
- (10) 環境の保全に関する広域的な協力を推進すること。
- (11) 地球環境の保全を推進すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

（環境基本計画）

第5条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第23条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画を踏まえ、武蔵野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
2 環境基本計画は、環境の保全について、目標及び施策の方向を定めるものとする。
3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第16条の武蔵野市環境市民会議の意見を聴かなければならない。
5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公

表しなければならない。

(施策の実施にあたっての義務)

- 第6条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るものとする。
- 2 市は、施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。
 - 3 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

- 第7条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(緑豊かな環境の確保の推進)

- 第8条 市は、緑（樹林、樹木、農地、草花等をいう。）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、緑の保護育成及び緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の消費抑制等の推進)

- 第9条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の消費抑制及び循環的利用、エネルギーの消費抑制及び効率的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

- 第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、これらの者による自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講じ、家庭、学校、地域及び職場における環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(環境影響評価)

- 第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(情報の収集及び提供)

- 第12条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切な方法により提供するものとする。
- 2 市は、国、他の地方公共団体、研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

- 第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

- 第14条 市は、事業者が行う事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する取組が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(広域協力等の推進)

- 第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- 2 市は、国内及び国際交流において、環境の保全に関する協力の推進に努めるものとする。

(環境市民会議)

- 第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。
- 2 市民会議は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 年次報告書に関すること。
 - (3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。
 - 3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

令和3年度版 武蔵野市の環境保全

—環境施策に関する年次報告書—

令和4年9月 発行

武蔵野市 環境部 環境政策課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

Tel0422-60-1841 Fax0422-51-9197

E-mail sec-kankyou@city.musashino.lg.jp